



知的財産権管理業務に係る PMS操作手順書

2026年4月改訂

事業統括部知的財産課

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

- 0-1. はじめに
- 0-2. 入力画面への入り方
- 1. 産業財産権 出願通知書
- 2. 産業財産権等 出願後状況通知書
- 3. 知的財産権 移転承認申請書
- 4. 専用実施権等 設定承認申請書
- 5. 知的財産権 移転等届出書
- 6. 知的財産権 移転通知書
- 7. 知的財産権 利用届出書廃止に伴う措置
- 8. 知的財産権 放棄届出書
- 9. 知的財産権 持分放棄届出書
- 10. 知的財産権 帰属届出書
- 11. 封印申請書

[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)[Go](#)

「Go」ボタンをクリックすると該当ページに遷移します

1. PMSによる書類の提出とその例外について

業務委託契約標準契約書約款において「甲が別に定める」としている知的財産権に関する申請、届出、通知(下記(1)～(10)の書類)及び封印申請書については、現在プロジェクトマネジメントシステム(以下「PMS」という)による提出としています。ただし、記載要領や注意書き等の記述どおりにシステムへの入力や表示がされない状態が発生していますので、その場合には、システムへの入力を優先していただきます。

<NEDOへ提出する書類と関連する約款の条文>

(1)産業財産権出願通知書	(約款第32条第1項)
(2)産業財産権等出願後状況通知書	(約款第33条第1項及び第2項)
(3)知的財産権移転承認申請書	(約款第31条の3第1項)
(4)専用実施権等設定承認申請書	(約款第31条の3第2項)
(5)知的財産権移転等届出書	(約款第31条の4第1項)
(6)知的財産権移転通知書	(約款第33条第3項及び第4項)
(7)知的財産権利用届出書	※2026年4月より廃止、専用実施権設定・移転の許諾の報告は(6)知的財産権移転通知書に移行
(8)知的財産権放棄届出書	(約款第31条の5)
(9)知的財産権持分放棄届出書	(約款第31条の6第1項)
(10)知的財産権帰属届出書	(約款第35条 (大学・国立研究開発法人等用にはありません。))
(11)封印申請書	(約款第30条)

【例外】

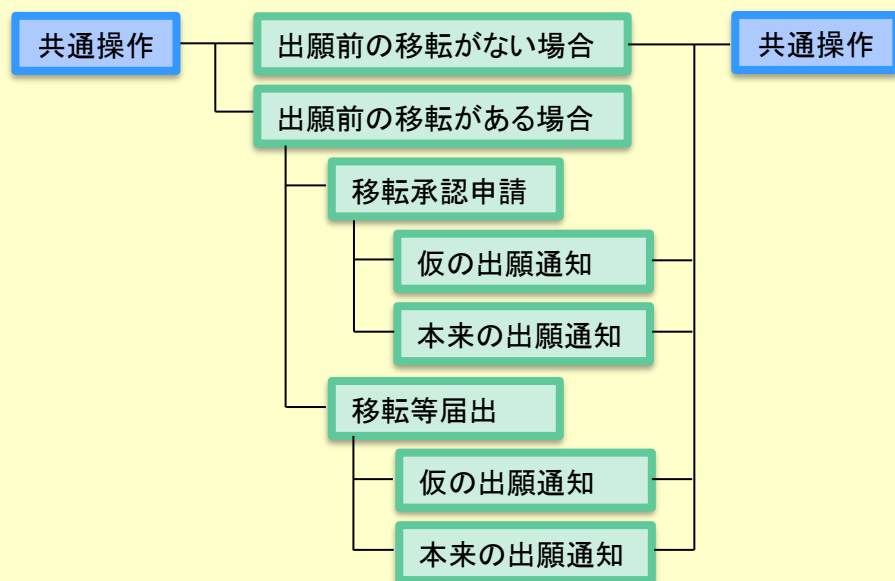
技術研究組合の組合員が行う知的財産権に関する報告については、PMSによる報告はできません。別途お知らせする方法によりNEDOに対して届出をしていただき、その情報に基づきNEDOが代理でPMSに入力して、担当事業部にお知らせする方法としています。また、2006年頃以前の契約案件についても、書面での提出としています。

0-1. はじめに

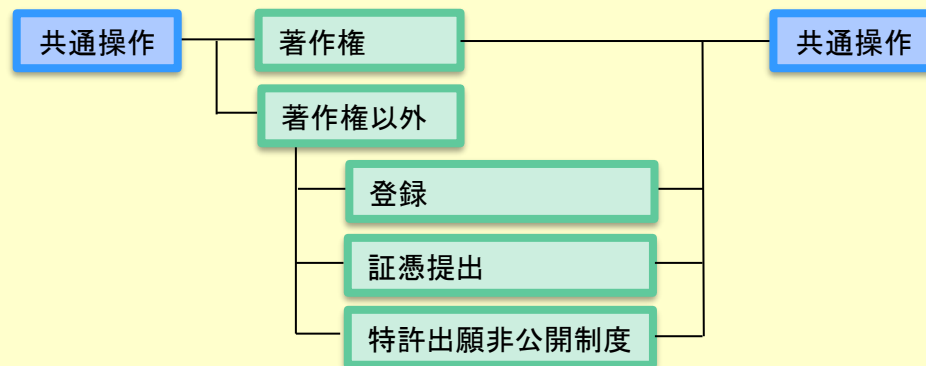
2. 本マニュアルの構成

・各様式(条件により分岐するもの)のページは以下のような構成になっています。

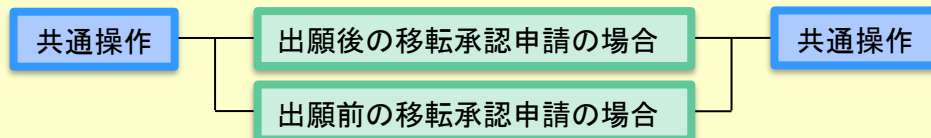
産業財産権出願通知書



産業財産権等出願後状況通知書



知的財産権移転承認申請書

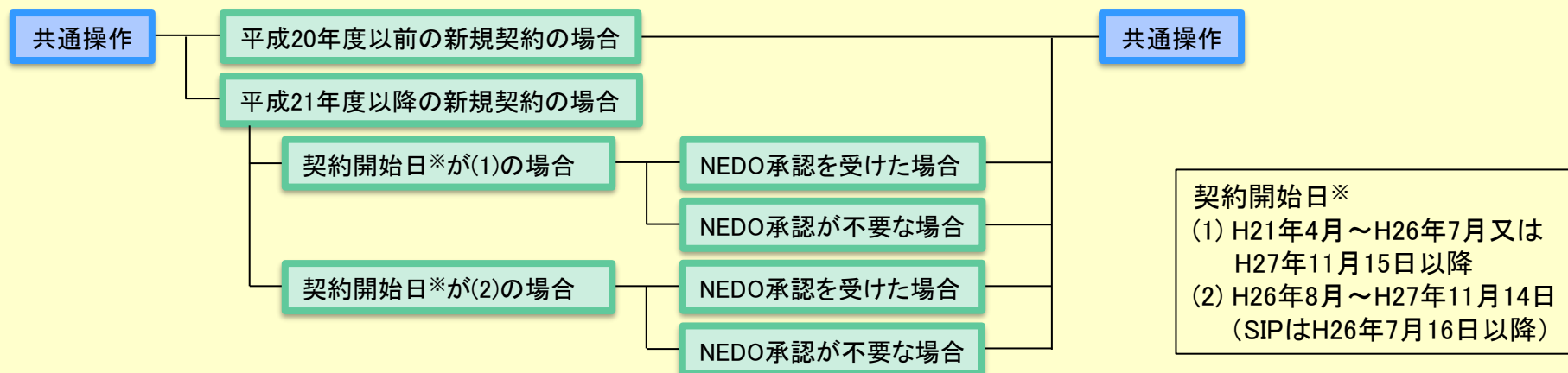


0-1. はじめに

2. 本マニュアルの構成

- ・各様式(条件により分岐するもの)のページは以下のような構成になっています。

知的財産権移転通知書



3. 本マニュアルの注意点

- ・下線が引かれている水色の文字([下線](#))には、リンクが貼られています。
- ・したがって、本マニュアルはPC上でご使用になることをおすすめします。

4. 入力画面の語句の見直し

PMS上での入力画面の一部については、一部不適當な文言があります。以下がその例です。

- 各種手続書類の選択画面 : 「様式選択」(×) → 「書類選択」(○)

0-2. 入力画面への入り方

(1)「プロジェクトマネジメントシステム」画面において、ユーザーIDとパスワードを入力します。

ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインボタンを押してください。

ユーザーIDを入力してください。

パスワードを入力してください。

ログイン

[ログインでお困りの方はこちら](#)

0-2. 入力画面への入り方

(2)「インフォメーション」画面において、該当する契約管理番号のリンクをクリックします。

インフォメーション

閉じる

事業一覧

契約管理（事業）番号		状態 ☒ 実施期間 ☒ 終了		クリア この条件で絞り込む				
状態	契約管理（事業）番号	種別	件名	履行開始日	履行終了日	業務管理者	新しいお知らせ	やること
終了事業	19100801-0	委託	テスト	2019.07.01	2020.12.31	山口 黒岩	0件	6件あり

該当する契約管理番号を
クリックします。

0-2. 入力画面への入り方

(3) 「メニュー」画面において、該当するアイコンをクリックします。

件名
テスト

契約管理番号
19100801-0

履行期間
2019.07.01～2020.12.31

状態
終了事業

基本情報

TOPページ > メニュー

新しいお知らせ
新しいお知らせが 0件あります。

すべてのお知らせを見る 閉じる

予算計画
予算計画の閲覧・編集・申請を行います。

業務進捗
業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題
NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画
委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ
やること! 6件あり
契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧
手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産
契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集申請等を行います。

知財
契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果
成果情報の閲覧・登録を行います。

「知財」アイコンを選択し、「知財一覧」ページを開きます。

知的財産権持分放棄届出書、知的財産権帰属届出書及び封印申請書は「文書一覧」から入ります。

1. 産業財産権 出願通知書

(1) 「知財一覧」画面が表示されたら、「出願通知書」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 戻る

知財手続一覧 クリック 出願通知書

出願日		23 ~	23	出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)		出願国	日本

クリア この条件で絞り込む

1. 産業財産権 出願通知書

このページ以降

A. 出願前の移転がない場合

[こちら](#)

B. 出願前の移転がある場合

(1) 移転承認の場合

[こちら](#)

(2) 移転等届出の場合

[こちら](#)

1. 産業財産権 出願通知書-A

(2-A1)「産業財産出願通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [文書登録-産業財産権出願通知書一覧](#)

戻る



編集モード



確認モード (プレビュー)

入力完了

産業財産権出願通知書一覧

選択

編集

コピーして追加

事前承認申請から追加

追加

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権 の種類	出願国	ステータス
----	------	-----	--------	-------------------	-----	-------

1. 産業財産権 出願通知書-A

(2-A2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、必要事項を入力します。

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.06.27	← 作成日を入力
部 名		I o T 推進部	
住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	← 住所を入力
法人名		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	← 法人名を入力
所属部課		資産管理部	
役職		部長	
氏名	*	資産太郎	← 提出者名を入力※1
出願国	*	日本	← 日本、PCT、外国等をプルダウンから選択(「日本」がデフォルト入力されているので注意)
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	← 特許権、意匠権等をプルダウンから選択
発明等の名称	*	〇〇の製造方法	← 発明等の名称を入力
出願番号	*	2022-543210	← 出願番号を入力
出願日	*	2022.06.01	← 出願日を入力
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号		JP2022/666666	← PCT国際出願番号を入力
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日		2022.06.01	← PCT国際出願日を入力※2
(分割出願の場合) 原出願番号			

※1 提出者には代表者等の制限はありません(担当者でも可)。

※2 PCT国際出願の場合、出願通知書は、①国際出願段階、②国内移行段階の2段階
また、**出願日の項目には国内移行日ではなく、国際出願日を入力のこと。**

1. 産業財産権 出願通知書-A



(2-A3) 必要事項の入力が終了したら、「入力完了」ボタンをクリックします。

選択

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

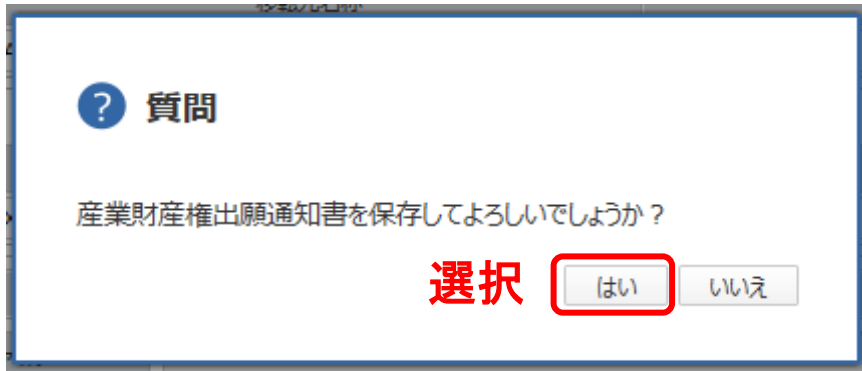
(分割出願の場合) 原出願番号				分割出願の場合、原出願番号を入力
(分割出願の場合) 原出願日			原出願日を選択※3	
出願人情報 *	出願人		NEDO側から見た関係を選択	
	株式会社NEDO		委託先	
代理人				
優先権主張 *	パリ条約による優先権等の主張			
優先権の基礎となる情報 *	出願国	出願番号	出願日	
	JP : 日本	特願2021-123456	2021.6.14	
出願前の移転 *	☒ 無 ☐ 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと)			
備考				

- ・ 複数年契約の場合は、出願直近の契約番号を記載
- ・ 連名契約の場合は、全ての契約番号を記載

※3 分割出願の場合、出願通知書は、
①原出願、②分割出願
の2回報告が必要。

1. 産業財産権 出願通知書-A

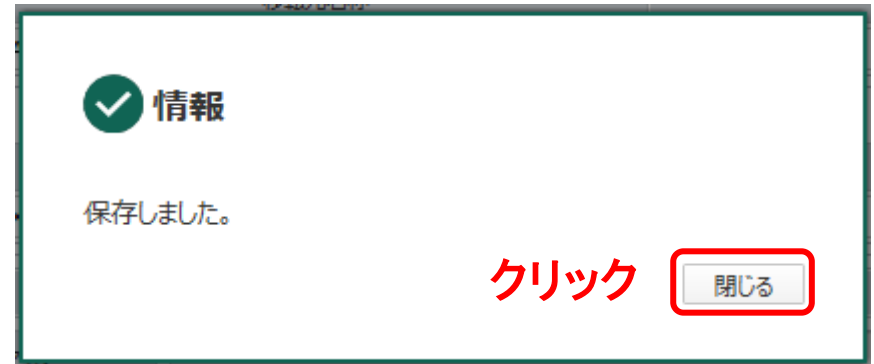
(2-A4)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



？ 質問

産業財産権出願通知書を保存してよろしいでしょうか？

選択



✓ 情報

保存しました。

クリック

1. 産業財産権 出願通知書-A



(2-A5)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、入力した通知書を「選択」欄から選択し、「入力完了」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録-産業財産権出願通知書一覧

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

入力完了

クリック

産業財産権出願通知書一覧

編集

コピーして追加

事前承認申請から追加

追加

選択



出願番号

2022-543210

出願日

2022.06.01

発明等の名称

〇〇の製造方法

出願に係る産業財産権
の種類

特許権

出願国

JP:日本国

ステータス

作成済



選択

1. 産業財産権 出願通知書-A

(2-A6)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の内容を確認した後、「届出」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(42)

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

選択

2022年6月27日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
資産管理部 部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所) 東京都千代田区霞が関3-4-3
(法人名等) 特許株式会社
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

1. 産業財産権 出願通知書-A

通知書のイメージ

2022年6月27日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
資産管理部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
(法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式
会社
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

- 1.出願国 日本
- 2.出願に係る産業財産権の種類 特許権
- 3.発明等の名称 永久機関の製造方法
- 4.出願年月日 2022年6月1日
(国際出願年月日 2022年6月1日)
- 5.出願番号 2022-543210
(国際出願番号 PCT/JP2022/666666)
- 6.出願人名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
- 7.優先権主張 なし
- 8.出願前の移転 なし
- 9.添付書類 無し

1. 産業財産権 出願通知書-A

(2-A7)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

届出メッセージ

キャンセル

確定

入力

選択





情報

届出を行いました。

閉じる

クリック



[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [文書登録 - 産業財産権出願通知書\(74\)](#)



編集モード



確認モード (プレビュー)

選択

戻る

印刷

取下

次は[こちら](#)へ

1. 産業財産権 出願通知書

このページ以降

(1) 移転承認申請(事前承認が必要)の場合

a. 仮の出願通知の場合

[こちら](#)

b. 知的財産権移転通知書の提出後に提出する
本来の出願通知の場合

[こちら](#)

出願前における知的財産権移転通知書の提出についてPMSが対応しておらず、知的財産権移転通知書から移転した知的財産権を選択することができません。そのため、便宜上、管理番号等を入力した産業財産権出願通知書を提出しておく必要があります。

※ 出願前の移転承認申請の手続は以下のとおり。

[知的財産権移転承認申請書\(出願前移転\)](#)の提出



[仮の産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 …「出願番号」欄には管理番号等を入力



[知的財産権移転通知書](#)の提出



[産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 …「出願番号」欄には出願番号を入力

a. 仮の出願通知

b. 本来の出願通知

1. 産業財産権 出願通知書

このページ以降

(2) 移転等届出(事前承認が不要)の場合

※2015年11月15日～2020年3月31日の新規契約で国外の子会社・親会社への 移転の時のみ適用

a. 仮の出願通知の場合

[こちら](#)

b. 知的財産権移転通知書の提出後に提出する 本来の出願通知の場合

[こちら](#)

出願前における知的財産権移転等届出書及び知的財産権移転通知書の提出についてPMSが対応しておらず、当該届出書、通知書から移転した知的財産権を選択することができません。そのため、便宜上、管理番号等を入力した産業財産権出願通知書を提出しておくことが必要となります。

※ 出願前の移転等届出の手続は以下のとおり。

a. 仮の出願通知

[仮の産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 … 「出願番号」欄には管理番号等を入力



[知的財産権移転等届出書](#)の提出 ※2015年11月15日～2020年3月31日の新規契約で国外の子会社・親会社への 移転の時のみ適用



[知的財産権移転通知書](#)の提出



[産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 … 「出願番号」欄には出願番号を入力

b. 本来の出願通知

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(1)a1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「事前承認申請から追加」を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録-産業財産権出願通知書一覧

編集モード 確認モード (プレビュー)

戻る 入力完了

産業財産権出願通知書一覧

選択

編集 コピーして追加 事前承認申請から追加 追加

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス
----	------	-----	--------	---------------	-----	-------

※ これよりも前の操作は1. (1)をご覧ください。

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(1)a2)「知財選択」画面が表示されるので、出願前に移転した知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択

閉じる

出願日	23 ~ 23	出願に係る産業財産権の種類	
出願国	日本	出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)	

クリア

この条件で絞り込む

15件のデータが該当しました。

クリック **設定**

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国
		出願に係る産業財産権の種類				
☐	kana20200317v2	植物由来の飲用アルコール製造方法				JP : 日本国
		特許(産業財産権)を受ける権利				
☐	ABCXYZ	永久機関の製造方法				JP : 日本国
		特許権				

選択

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(1)a3)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.07.01	23
部 名		資産管理部	
住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
法人名		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
所属部課		資産管理室	
役職		部長	
氏名	*	資産 太郎	
出願国	*	日本	
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	
発明等の名称	*	永久機関の製造方法	
出願番号	*	ABCXYZ	
出願日	*	2022.07.01	23
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号			
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日			23
(分割出願の場合) 原出願番号			

① 記載の確認

② 選択・入力

※ 管理番号等の入力

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(1)a4) 引き続き、以下の図のとおり処理します。

⑤ 選択

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

出願人情報	*	出願人	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	受託者との関係	委託先		
代理人							
優先権主張	*	優先権主張なし					
出願前の移転	*	☐ 無 ☒ 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと)					
移転の形式	*	全部移転					
出願前の移転の事前承認	*	済み					
移転日	*	2022.05.31					
移転元	*	移転元名称	特許株式会社	移転元住所	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3		追加
移転先	*	移転先名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	移転先住所	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0		追加
備考							

③ 入力・選択

④ 確認

次は[こちら](#)へ

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)

(2-B1(1)b1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録-産業財産権出願通知書一覧

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

入力完了

産業財産権出願通知書一覧

選択

編集 コピーして追加 事前承認申請から追加 **追加**

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス
----	------	-----	--------	---------------	-----	-------

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)

(2-B1(1)b2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.07.01	23
部 名		資産管理部	
住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
法人名		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
所属部課		資産管理室	
役職		部長	
氏名	*	資産 太郎	
出願国	*	日本	
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	
発明等の名称	*	永久機関の製造方法	
出願番号	*	2022-543210	
出願日	*	2022.06.06	23
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号			
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日			23
(分割出願の場合) 原出願番号			

① 記載の確認

② 選択・入力

1. 産業財産権 出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)

(2-B1(1)b3) 引き続き、以下の図のとおり処理します。

⑤ 選択

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

出願人情報	*	出願人	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	受託者との関係	委託先		
代理人							
優先権主張	*	優先権主張なし					
出願前の移転	*	☐ 無 ☒ 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと)					
移転の形式	*	全部移転					
出願前の移転の事前承認	*	済み					
移転日	*	2022.05.31					
移転元	*	移転元名称	特許株式会社	移転元住所	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3		追加
移転先	*	移転先名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	移転先住所	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0		追加
備考							

③ 入力・選択

④ 入力

次は[こちら](#)へ

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(2)a1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録-産業財産権出願通知書一覧

戻る

編集モード

確認モード (プレビュー)

入力完了

産業財産権出願通知書一覧

編集

コピーして追加

事前承認申請から追加

追加

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス

選択

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(2)a2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.07.01	23	① 記載の確認
部 名		資産管理部		
住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310		
法人名		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社		
所属部課		資産管理室		
役職		部長		② 選択・入力
氏名	*	資産 太郎		
出願国	*	日本		
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権		
発明等の名称	*	永久機関の製造方法		
出願番号	*	ABCXYZ		※ 管理番号等の入力
出願日	*	2022.07.01	23	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号				
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日			23	
(分割出願の場合) 原出願番号				

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-a (出願前移転(仮の出願通知))

(2-B1(2)a3) 引き続き、以下の図のとおり処理します。

⑤ 選択

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

出願人情報	*	出願人	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	受託者との関係	委託先			
代理人								
優先権主張	*	優先権主張なし						
出願前の移転	*	☐ 無 ☒ 有	(以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと)					
移転の形式	*	全部移転						
出願前の移転の事前承認	*	不要						
移転日	*	2022.05.31						
移転元	*	移転元名称	特許株式会社	移転元住所	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3			
移転先	*	移転先名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	移転先住所	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0			
備考								

③ 入力・選択

④ 入力

次は[こちら](#)へ

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)

(2-B1(2)b1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録-産業財産権出願通知書一覧

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

入力完了

産業財産権出願通知書一覧

選択

編集 コピーして追加 事前承認申請から追加 **追加**

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス
----	------	-----	--------	---------------	-----	-------

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)

(2-B1(2)b2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.07.01	23
部 名		資産管理部	
住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
法人名		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
所属部課		資産管理室	
役職		部長	
氏名	*	資産 太郎	
出願国	*	日本	
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	
発明等の名称	*	永久機関の製造方法	
出願番号	*	2022-543210	
出願日	*	2022.06.06	23
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号			
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日			23
(分割出願の場合) 原出願番号			

① 記載の確認

② 選択・入力

1. 産業財産権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)

(2-B1(2)b3) 引き続き、以下の図のとおり処理します。

⑤ 選択

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

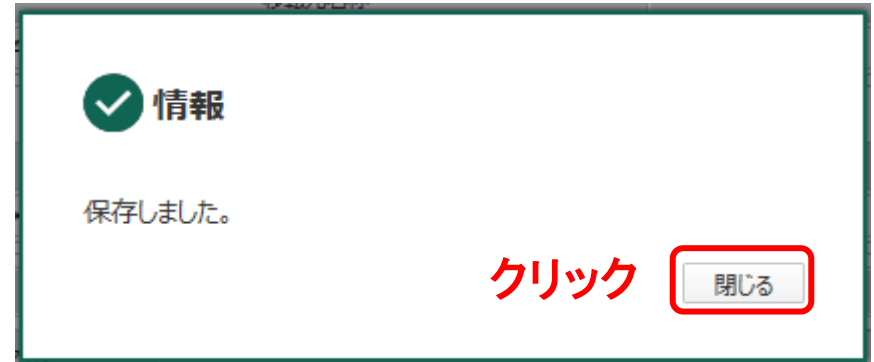
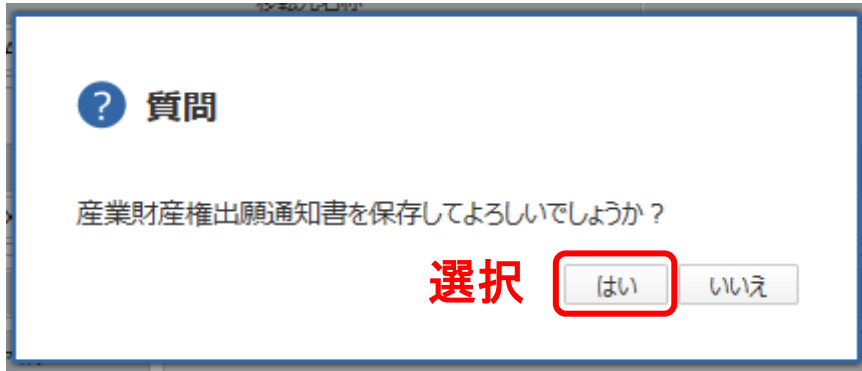
出願人情報	*	出願人	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	受託者との関係	委託先		
代理人							
優先権主張	*	優先権主張なし					
出願前の移転	*	☐ 無 ☒ 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと)					
移転の形式	*	全部移転					
出願前の移転の事前承認	*	不要					
移転日	*	2022.05.31					
移転元	*	移転元名称	特許株式会社	移転元住所	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3		追加
移転先	*	移転先名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	移転先住所	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0		追加
備考							

③ 入力・選択

④ 入力

1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)

(2-B2) 前頁で「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)

(2-B3)「産業財産権出願通知書一覧」画面が表示されたら、ステータスが「作成済」であることを確認した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書一覧

編集モード 確認モード (プレビュー)

戻る

クリック 入力完了

産業財産権出願通知書一覧

編集 コピーして追加 事前承認申請から追加 追加

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス
☐	2022-543210	2022.06.01	永久機関の製造方法	特許権	JP:日本国	作成済

確認

(2-B4)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。

? 質問

産業財産権出願通知書を保存してよろしいでしょうか?

選択 はい いいえ



✓ 情報

保存しました。

クリック 閉じる

1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)

(2-B5)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。



文書参照画面

https://pms.nedo.go.jp/st/pmj/PMJ02F/PMJ02FG10

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(70)

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

2022年7月1日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
資産管理部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
(法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」について、下記の
とおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知し
ます。

記

1. 出願国 日本

2. 出願に係る産業財産権の種類 特許権

3. 発明等の名称 永久機関の製造方法

4. 出願年月日 2022年6月1日
(国際出願年月日 2022年6月1日)

5. 出願番号 2022-543210
(国際出願番号 PCT/JP2022/666666)

6. 出願人名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

7. 代理人

8. 優先権主張 なし

9. 出願前の移転 あり

上に戻る

1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)

通知書のイメージ

2022年7月1日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

資産管理部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

(法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式
会社

(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1.出願国 日本

2.出願に係る産業財産権の種類 特許権

3.発明等の名称 永久機関の製造方法

4.出願年月日 2022年6月1日

5.出願番号 2022-543210

6.出願人名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

7.代理人

8.優先権主張 なし

9.出願前の移転 あり

移転年月日 2022年5月31日

移転元 特許株式会社

移転先 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

10.添付書類 無し

契約管理番号19100801-0

1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)

(2-B6)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

届出メッセージ

1)特許株式会社から新エネルギー・産業技術総合開発株式会社への出願前移転を申請し、承認を得た件
2)2者間での移転完了後に、特許出願したので出願通知書を提出します。
ご確認願います。

キャンセル

確定

入力

選択





情報

届出を行いました。

閉じる

クリック

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(70)

選択

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷

取下



新エネルギー・産業技術総合開発株式会社 資産 太郎 2022-07-01 18:43

1)特許株式会社から新エネルギー・産業技術総合開発株式会社への出願前移転を申請し、承認を得た件
2)2者間での移転完了後に、特許出願したので出願通知書を提出します。
ご確認願います。

1. 産業財産権 出願通知書

(3) 「知財一覧」画面が表示されるので、「知財手続一覧」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

戻る

知財手続一覧

クリック

出願通知書

出願日	23 ~ 23	出願に係る産業財産権の種類	
出願番号	(部分一致)	出願国	日本

クリア

この条件で絞り込む

1. 産業財産権 出願通知書



(4)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した通知書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名	(部分一致)			
PMS文書番号		出願番号	(部分一致)	
文書種別		登録日	23 ~ 23	
				クリア この条件で絞り込む

229件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

確認

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000950	知財	産業財産権出願通知書(74)	1.00	届出中	2022.07.01	

2. 産業財産権等 出願後状況通知書



- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

戻る

知財手続一覧

クリック

出願通知書

出願日			~			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)				出願国	日本

クリア この条件で絞り込む

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)					
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)			
文書種別		登録日			~		

クリア この条件で絞り込む

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「産業財産権等出願後状況通知書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

閉じる

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☒	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

選択

クリック

次へ

2. 産業財産権等 出願後状況通知書



(3)「産業財産権等出願後状況通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#) > [文書登録－産業財産権等出願後状況通知書一覧](#)

戻る



編集モード



確認モード（プレビュー）

入力完了

産業財産権等出願後状況通知書一覧

クリック

編集

追加

選択	出願番号	発明等の名称	出願後の状況	ステータス
----	------	--------	--------	-------

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

(4)「産業財産権等出願後状況通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

産業財産権等 出願後状況通知書		
* 必須入力		
作成日	*	2022.12.28 
部 名		資産管理部
通知者	住所	* 神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	法人名	* 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名	部長
	氏名	* 資産 太郎
産業財産権設定	出願国	
	産業財産権の種類	
	発明等の名称	*
	出願番号	
	出願日	
出願後の状況		* 
1. 登録番号	*	
1. 登録日	*	
1. 登録国名	*	日本 

① 記載の確認

② 選択

選択 クリア

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

このページ以降

A. 著作権以外の産業財産権等の場合

[こちら](#)

B. 著作権の場合

[こちら](#)

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A

(5-A1) 前頁の「選択」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、該当の知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択

閉じる

出願日	23 ~ 23	出願に係る産業財産権の種類	
出願国	日本	出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)	

クリア

この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

クリック

設定

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国
		出願に係る産業財産権の種類				
☒	2022-543210	永久機関の製造方法	2022.06.01			JP : 日本国
		特許権				
☐	2022-202212	バイドール簡素化	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP : 日本国
		特許権				

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A

(5-A2)「産業財産権等出願後状況通知書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

産業財産権等出願後状況通知書			
* 必須入力			
作成日		*	2022.12.28 
部 名		資産管理部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定 選択 クリア	出願国		JP：日本国
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2022-543210
	出願日		2022.06.01
出願後の状況		*	④ クリック
1. 登録番号		*	
1. 登録日		*	登録（以下、1.へ）
1. 登録国名		*	処分（以下、2.へ）
			証憑の提出（以下、3.へ）
			非公開制度に関する通知等（以下、4.へ）

③ 記載の確認

⑤ 選択

次は[こちら](#)へ

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A

このページ以降

- a. 登録の場合 [こちら](#)
- b. 証憑※提出の場合 [こちら](#)
- c. 特許出願の非公開制度の場合 [こちら](#)

※ 証憑: 書誌的事項を確認できる書類(願書等)

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-a (登録)

(5-A3a) 「出願後の状況」欄で「登録」を選択した後、以下の図のとおり処理します。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

産業財産権設定	産業財産権の種類	特許権	
選択 クリア	発明等の名称 *	永久機関の製造方法	⑨ 選択
	出願番号	2022-543210	
	出願日	2022.06.01	
出願後の状況 *		登録 (以下、1. へ)	⑤ 「登録(以下、1. へ)」を選択
1. 登録番号 *		7069189	
1. 登録日 *		2022.12.01 日	
1. 登録国名 *		日本	
1. 権利者名 *		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	⑥ 入力・選択
添付書類	ファイル名	ダミー公報 永久機関の製造方法	⑦ クリック
	更新日	2022.12.28	
	ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません	
		アップロード	⑧ 添付ファイルを選択後クリック

備考

「特許公報1頁目(+最終頁)」、特許公報が入手困難な国は「特許証」の写し等

次は[こちら](#)へ

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-b (証憑の提出)

(5-A3b1)「出願後の状況」欄で「証憑の提出(以下、3.へ)」を選択します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権等 出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2025.10.14	📅
部 名		材料・ナノテクノロジー部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本 ▼
	産業財産権の種類		特許権 ▼
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12 📅
出願後の状況	*	証憑の提出 (以下、3.へ) ▼ ⑤選択	
3. 公開区分	*	▼	
3. 公開日/移行日	*		📅

ファイル名	更新日
-------	-----

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-b (証憑の提出)

(5-A3b2)「3. 公開区分」欄で、「出願公開、国際公開、国内移行」のいずれかを選択します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権等 出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2025.10.14	
部 名		材料・ナノテクノロジー部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12
出願後の状況	*	証憑の提出 (以下、3.へ)	
3. 公開区分	*	▼	
3. 公開日/移行日	*		
		出願公開 国際公開 国内移行	⑦ 選択

ファイル名

更新日

⑥ クリック

⑦ 選択

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-b (証憑の提出)

(5-A3b3)「3. 公開日/移行日」欄に、出願公開日、国際公開日又は国内移行日を入力します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権等 出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2025.10.14	📅
部 名		材料・ナノテクノロジー部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12
出願後の状況	*	証憑の提出 (以下、3.へ)	
3. 公開区分	*	出願公開	
3. 公開日/移行日	*	2025.09.12	📅

⑧ 入力

ファイル名

更新日

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-b (証憑の提出)

(5-A3b4)「添付書類」欄に出願時における証憑書類のみ(【重要】公開前に出願後状況通知書にて機微情報となる発明の内容が記載された書類は絶対に提出しないこと。)添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

通知者

法人名 * 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

役職名 部長

氏名 * 資産 太郎

産業財産権設定

出願国 日本

産業財産権の種類 特許権

発明等の名称 * 永久機関の製造方法

出願番号 2024-999999

出願日 2024.03.12

選択 クリア

出願後の状況 *

証憑の提出 (以下、3.へ)

3. 公開区分 *

出願公開

3. 公開日/移行日 *

2025.09.12

添付書類

ファイル名	更新日	
公開公報	2025.10.14	🗑️

ファイル ファイルの選択 ファイルが選択されていません アップロード

備考

⑨ 添付するファイルを選択

⑩ アップロード

次は[こちら](#)へ

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-c (特許出願の非公開制度)

(5-A3c1)「出願後の状況」欄で「非公開制度に関する通知等(以下、4へ)」を選択します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権等 出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2025.10.21	23
部 名		材料・ナノテクノロジー部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12
出願後の状況	*	非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ) ⑤ 選択	
4. 書類の受領日/提出日	*		23
添付書類		ファイル名	更新日
		ファイル	ファイルの選択

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-c (特許出願の非公開制度)

(5-A3c2)「4. 書類の受領日/提出日」欄に書類の受領日又は提出日を入力します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

産業財産権等 出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2025.10.21	📅
部 名		材料・ナノテクノロジー部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本 ▼
	産業財産権の種類		特許権 ▼
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12 📅
出願後の状況	*	非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ) ▼	
4. 書類の受領日/提出日	*	2025.10.10	📅
添付書類		ファイル名	更新日
		ファイル	ファイルの選択

⑥ 入力

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-c (特許出願の非公開制度)

(5-A3c3)「添付書類」欄に通知書等のみ(【重要】機微情報となる発明の内容が記載された書類は絶対に添付しないこと。)添付します。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

部 名	材料・ナノテクノロジー部		
通知者	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	
	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
	役職名	部長	
	氏名 *	資産 太郎	
産業財産権設定 選択 クリア	出願国	日本	
	産業財産権の種類	特許権	
	発明等の名称 *	永久機関の製造方法	
	出願番号	2024-999999	
	出願日	2024.03.12 23	
出願後の状況 *	非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ) ▼		
4. 書類の受領日/提出日 *	2025.10.10 23		
添付書類	ファイル名		更新日
	通知		2025.10.21
	ファイル		アップロード
備考	⑦ 添付するファイルを選択		

⑧ アップロード

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-c (特許出願の非公開制度)

(5-A3c4)「備考」欄に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第○条第○項の規定に基づく通知の受領」「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第○条第○項の規定に基づく申請書の提出」のように受領又は提出した書類の種類を根拠条文とともに入力します。

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

通知者	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0		
	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社		
	役職名	部長		
	氏名 *	資産 太郎		
産業財産権設定 選択 クリア	出願国	日本 ▼		
	産業財産権の種類	特許権 ▼		
	発明等の名称 *	永久機関の製造方法		
	出願番号	2024-999999		
	出願日	2024.03.12 23		
出願後の状況 *	非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ) ▼			
4. 書類の受領日/提出日 *	2025.10.10 23			
添付書類	ファイル名		更新日	
	通知		2025.10.21 11	
ファイル		ファイルの選択 ファイルが選択されていません		
		アップロード		
備考	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第○条第○項の規定に基づく通知の受領			

⑨ 書類種類、根拠条文を入力

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-c (特許出願の非公開制度)

(5-A3c5)「入力完了」ボタンをクリックします。

文書登録

一時保存 **入力完了** 閉じる

通知者

住所 * 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

法人名 * 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

役職名 部長

氏名 * 資産 太郎

産業財産権設定

出願国 日本

産業財産権の種類 特許権

発明等の名称 * 永久機関の製造方法

出願番号 2024-999999

出願日 2024.03.12

出願後の状況 * 非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ)

4. 書類の受領日/提出日 * 2025.10.10

添付書類

ファイル名	更新日	
通知	2025.10.21	

ファイル ファイルの選択 ファイルが選択されていません アップロード

備考

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第○条第○項の規定に基づく通知の受領

⑩ クリック

次は[こちら](#)へ

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-B (著作権)

(5-B1) 前頁の「選択」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、「出願通知書無し」を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択

閉じる

出願日

23

~

23

出願に係る産業財産権の種類

出願国

日本

出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

クリア

この条件で絞り込む

53件のデータが該当しました。

1 2 ≥

選択

クリック

設定

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-B (著作権)

(5-B2)「産業財産権等出願後状況通知書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

文書登録

一時保存

産業財産権等出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2024.08.21	
部 名		資産管理部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発機構株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国	*	日本
	産業財産権の種類	*	著作権
	発明等の名称	*	診断画像ソフトウェア
	管理番号	*	a-01
	出願日		
出願後の状況	*	登録 (以下、1.へ) 処分 (以下、2.へ)	④ クリック
1. 登録番号	*		
1. 登録日	*		
1. 登録国名	*	日本	

③ 選択・入力

2. 産業財産権等 出願後状況通知書-B (著作権)

(5-B3) 「出願後の状況」欄で「登録」を選択した後、以下の図のとおり処理します。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

⑨ 選択

産業財産権設定	出願国 *	日本
	産業財産権の種類 *	著作権
	発明等の名称 *	診断画像ソフトウェア
	管理番号 *	a-01
	出願日 *	23
出願後の状況	出願後の状況 *	登録 (以下、1.へ) ⑤ 「登録 (以下、1.へ)」を選択
1. 登録番号	1. 登録番号 *	⑥ 入力・選択
1. 登録日	1. 登録日 *	23 (著作物を創作した場合)
1. 登録国名	1. 登録国名 *	日本 (著作物を創作後、文化庁に登録した場合)
1. 権利者名	1. 権利者名 *	(著作物を創作後、文化庁に登録した場合)
添付書類	添付書類	ファイル名 更新日
	ファイル	ファイル選択 選択されていません
備考	備考	アップロード

⑥ 入力・選択

(著作物を創作した場合)

・「登録番号」欄: 「管理番号」欄に入力した管理番号を入力

・「登録日」欄: 著作物が発生した日

(著作物を創作後、文化庁に登録した場合)

・「登録番号」欄: 登録番号を入力

・「登録日」欄: 著作物が発生した日

⑧ 添付ファイルを選択後クリック

⑦ クリック

登録申請の書類等

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

- (6) 前項で「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



2. 産業財産権等 出願後状況通知書

(7) 「産業財産権等出願後状況通知書一覧」画面が表示されるので、作成した通知書が表示されていることを確認した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 産業財産権等出願後状況通知書一覧

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

クリック

入力完了

産業財産権等出願後状況通知書一覧

確認

編集

追加

選択	出願番号	発明等の名称	出願後の状況	ステータス	
☒	特願2022-543210	永久機関の製造方法	登録 (以下、1.へ)	作成済	

(10) 「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。

? 質問

産業財産権等出願後状況通知書一覧情報を保存してよろしいでしょうか？

選択

はい

いいえ



✓ 情報

保存しました。

クリック

閉じる

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

(8)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。



TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－産業財産権等出願後状況通知書(7)

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

選択

戻る

showpdfviewer 1 / 2 100%

2022年12月28日

産業財産権等出願後状況通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スマートコミュニティ・エネルギー
システム部長 殿
(プロジェクト担当部長)

2. 産業財産権等 出願後状況通知書

通知書(登録)のイメージ

2022年12月28日

産業財産権等出願後状況通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

資産管理部長 殿

(プロジェクト担当部長)

(住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
(法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発
株式会社
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)／テスト」に係る産業財産権の出願後の状況について、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

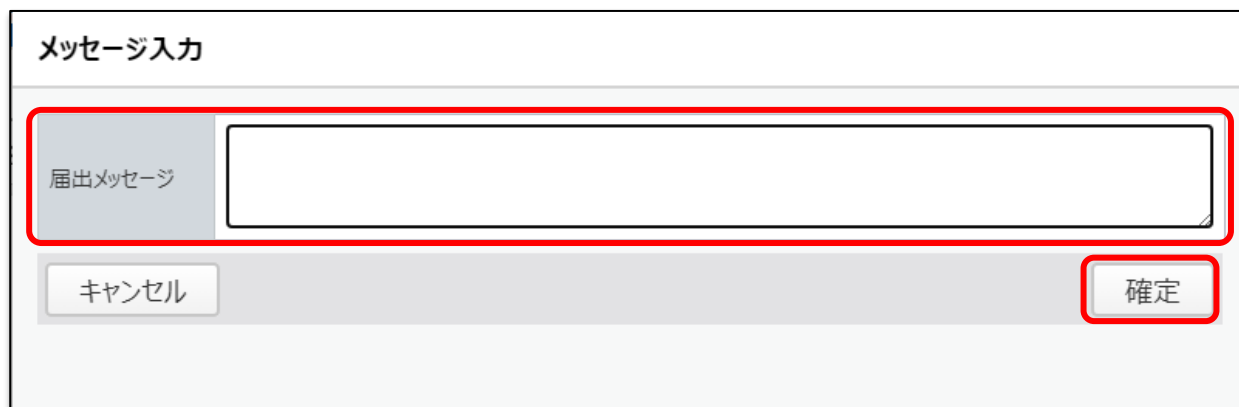
記

1. 産業財産権の種類 特許権
2. 発明等の名称 永久機関の製造方法
3. 出願番号 2022-543210
4. 出願後の状況 登録
 - (1) 登録年月日 2022年12月1日
 - (2) 登録番号 7069189
 - (3) 登録国名 日本国
 - (4) 権利者名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
5. 添付書類 ダミー公報 永久機関の製造方法

契約管理番号 19100801-0

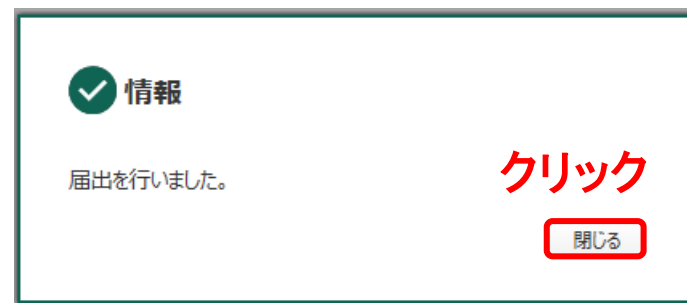
2. 産業財産権等 出願後状況通知書

- (9) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

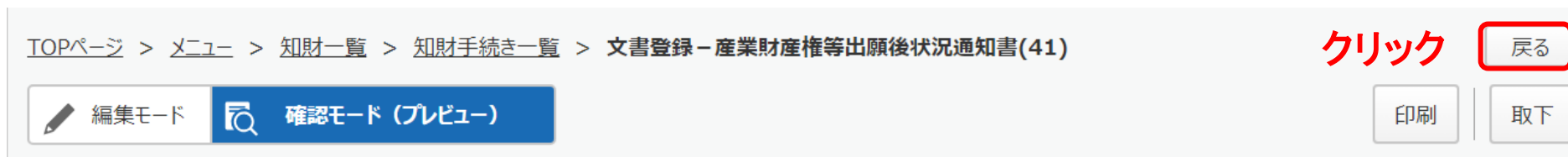


入力

選択



クリック



クリック

戻る

2. 産業財産権等 出願後状況通知書



(10)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した通知書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名						(部分一致)
PMS文書番号			出願番号			(部分一致)
文書種別			登録日			

クリア この条件で絞り込む

231件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

確認

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000952	知財	産業財産権等出願後状況通知書(41)	1.00	届出中	2022.12.28	

3. 知的財産権 移転承認申請書



- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

戻る

知財手続一覧

クリック

出願通知書

出願日			~			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)				出願国	日本

クリア

この条件で絞り込む

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)					
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)			
文書種別		登録日			~		

クリア

この条件で絞り込む

3. 知的財産権 移転承認申請書



(2)「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転承認申請書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

[閉じる](#)

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☐	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☒	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

選択

クリック

次へ

3. 知的財産権 移転承認申請書

このページ以降

A. 出願後の移転承認申請の場合 [こちら](#)

B. 出願前の移転承認申請の場合 [こちら](#)

あらかじめ知的財産権移転承認申請書(出願前移転)を提出し、仮の産業財産権出願通知書(出願前移転)において移転する知的財産権を選択できるようにしておくことが必要となります。

出願前における知的財産権移転通知書の提出についてPMSが対応しておらず、知的財産権移転通知書から移転した知的財産権を選択することができません。そのため、便宜上、管理番号等を入力した産業財産権出願通知書を提出しておくことが必要となります。

※ 出願前の移転承認申請の手続は以下のとおり。

[知的財産権移転承認申請書\(出願前移転\)](#)の提出



[仮の産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 …「出願番号」欄には管理番号等を入力



[知的財産権移転通知書](#)の提出



[産業財産権出願通知書\(出願前移転\)](#)の提出 …「出願番号」欄には出願番号を入力

3. 知的財産権 移転承認申請書-A

(3-A1)「知的財産権移転承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転承認申請書																							
* 必須入力																							
契約管理番号		19100801-0																					
契約日		2020.03.02																					
事業種別		委託事業																					
契約件名		その他契約（資産部）／テスト																					
作成日		* 2023.01.04 																					
申請者	住所	* 神奈川県川崎市幸区大宮町1310																					
	名称	* 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社																					
	役職名	部長																					
	氏名	* 資産 太郎																					
移転しようとする知的財産権について		* 出願前の権利追加 出願後の権利追加																					
		<table><thead><tr><th colspan="3">知的財産権</th><th>移転元</th><th>移転先</th><th>移動</th></tr><tr><th>出願に係る産業財産権の種類</th><th>出願番号(登録番号)</th><th>発明等の名称</th><th>住所、名称</th><th>住所、名称</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6"></td></tr></tbody></table>				知的財産権			移転元	移転先	移動	出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称							
知的財産権			移転元	移転先	移動																		
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称																			
添付書類		<table><thead><tr><th colspan="3">ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイルの選択</td><td>ファイルが選択されていません</td><td>アップロード</td></tr></tbody></table>				ファイル名			更新日	ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	アップロード										
ファイル名			更新日																				
ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	アップロード																				

① 記載の確認

② 選択

3. 知的財産権 移転承認申請書-A

(3-A2) 前頁で「出願後の権利追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

知的財産権移転情報登録

閉じる

*

必須入力

知的財産権

選択

クリア

出願国

出願に係る産業財産権の種類

発明等の名称

出願番号

出願日

登録番号

移転元

追加

住所

*

名称

*

移転先

追加

住所

*

名称

*

キャンセル

確定

3. 知的財産権 移転承認申請書-A

(3-A3)「知財選択」画面が表示されるので、移転承認申請を行う知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択閉じる

出願日

23

～

23

出願に係る産業財産権の種類

出願国

日本

出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

クリア

この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

出願番号
(社内管理番号、契約
管理番号等)

発明等の名称
出願に係る産業財産権の種類

出願日

登録番号

登録日

出願国

☒

2022-543210

永久機関の製造方法
特許権

2022.06.01

7069189

2022.12.01

JP：日本国

☐

2022-202212

バイドール簡素化
特許権

2022.12.07

12345678

2022.12.08

JP：日本国

選択

クリック

設定

3. 知的財産権 移転承認申請書-A

(3-A4)「知的財産権移転情報登録」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

知的財産権 選択 クリア	出願国	JP：日本国	③ 記載の確認
	出願に係る産業財産権の種類	特許権	
	発明等の名称	永久機関の製造方法	
	出願番号	2022-543210	
	出願日	2022.06.01	
	登録番号	7069189	
移転元 追加	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	④ 入力
	名称 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
移転先 追加	住所 *	東京都千代田区霞が関3-4-3	
	名称 *	特許株式会社	

キャンセル

⑤ 選択

確定

3. 知的財産権 移転承認申請書-A

(3-A5) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転承認申請書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転承認申請書 戻る

編集モード 確認モード (プレビュー) 一時保存 入力完了

知的財産権移転承認申請書

*** 必須入力**

契約管理番号	19100801-0
契約日	2020.03.02
事業種別	委託事業
契約件名	その他契約（資産部）／テスト

⑥ 記載の確認

移転しようとする知的財産権について *

知的財産権			移転元	移転先	移動
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
特許権	7069189	永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町1310 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	東京都千代田区森が関3-4-3 特許株式会社	↑ ↓ 🗑️

出願前の権利追加 出願後の権利追加

添付書類

ファイル名	更新日
ファイル ファイルの選択 ファイルが選択されていません	

アップロード

承認を受ける理由 *

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後は、国内における事業化を策定中である。
移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。
すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)

(2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。
(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

⑦ 入力
(移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないことを約定させる旨のご入力をお願いします。)

⑧ 選択

3. 知的財産権 移転承認申請書-B (出願前移転)

(3-B1)「知的財産権移転承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転承認申請書																							
* 必須入力																							
契約管理番号		19100801-0																					
契約日		2020.03.02																					
事業種別		委託事業																					
契約件名		その他契約（資産部）／テスト																					
作成日		* 2023.01.04																					
申請者	住所	* 神奈川県川崎市幸区大宮町1310																					
	名称	* 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社																					
	役職名	部長																					
	氏名	* 資産 太郎																					
移転しようとする知的財産権について		* 出願前の権利追加 出願後の権利追加																					
		<table><thead><tr><th colspan="3">知的財産権</th><th>移転元</th><th>移転先</th><th>移動</th></tr><tr><th>出願に係る産業財産権の種類</th><th>出願番号(登録番号)</th><th>発明等の名称</th><th>住所、名称</th><th>住所、名称</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6"></td></tr></tbody></table>				知的財産権			移転元	移転先	移動	出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称							
知的財産権			移転元	移転先	移動																		
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称																			
添付書類		<table><thead><tr><th colspan="3">ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td> ファイルの選択 </td><td>ファイルが選択されていません</td><td> アップロード </td></tr></tbody></table>				ファイル名			更新日	ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	アップロード										
ファイル名			更新日																				
ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	アップロード																				

① 記載の確認

② 選択

※ これよりも前の操作は3. (1)～(2)をご覧ください。

知的財産権移転情報登録

閉じる

 必須入力

入力

キャンセル

選擇

確定

3. 知的財産権 移転承認申請書-B (出願前移転)

(3-B3) 前頁で「選択」ボタンをクリックすると「知的財産権移転承認申請書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転承認申請書

編集モード 確認モード (プレビュー) 一時保存 入力完了

知的財産権移転承認申請書

⑤ 選択

*** 必須入力**

契約管理番号	19100801-0
契約日	2020.03.02
事業種別	委託事業
契約件名	その他契約 (資産部) / テスト

④ 入力
(移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないことを約定させる旨のご入力をお願いします。)

③ 記載の確認

知的財産権			移転元	移転先	移動
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
特許(産業財産権)を受ける権利	ABCXYZ	永久機関の製造方法	東京都千代田区麹町3-4-3 特許株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	↑ ↓ 削除

出願前の権利追加 出願後の権利追加

添付書類

ファイル名	更新日
ファイル	ファイルの選択 選択されたファイルがありません

アップロード

承認を受ける理由

新エネルギー・産業技術総合開発株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後は、国内における事業化を策定中である。移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。
すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)
- 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。
(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

3. 知的財産権 移転承認申請書

- (4) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。

? 質問

知的財産権移転承認申請書情報を保存してよろしいでしょうか？

選択



✓ 情報

保存しました。

クリック

3. 知的財産権 移転承認申請書



(5) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転承認申請書(40)

選択

戻る



編集モード



確認モード(プレビュー)

印刷

申請



showpdfviewer

1 / 2



100%



1

2023年1月4日

知的財産権移転承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

3. 知的財産権 移転承認申請書

- (6) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

申請メッセージ

キャンセル

確定

入力
選択



✓ 情報

申請を行いました。

閉じる

クリック



TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転承認申請書(41)

編集モード

確認モード (プレビュー)

印刷

取下

クリック

戻る

3. 知的財産権 移転承認申請書

申請書のイメージ

(様式第20)

2023年1月4日

知的財産権移転承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町
1310
名 称 新エネルギー・産業技術総合
開発株式会社
氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権について、下記のとおり移転をしたいので、業務委託契約約款第31条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1. 移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転元住所、名称	移転先住所・名称
特許権 7069189 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合開 発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4- 特許株式会社

2. 承認を受ける理由(注4)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後には、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないように約定させます。

契約管理番号 19100801-0

3. 知的財産権 移転承認申請書

(様式第20)

申請書のイメージ(出願前)

2023年1月4日

知的財産権移転承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町
1310
名 称 新エネルギー・産業技術総合
開発株式会社
氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権について、下記のとおり移転をしたいので、業務委託契約約款第31条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1. 移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転元住所、名称	移転先住所・名称
特許(産業財産権)を受ける権利 ABCXYZ 永久機関の製造方法	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社

2. 承認を受ける理由(注4)

新エネルギー・産業技術総合開発株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後には、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

契約管理番号 19100801-0

3. 知的財産権 移転承認申請書



(7)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した申請書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名				(部分一致)	
PMS文書番号		出願番号			(部分一致)
文書種別		登録日		23	23

クリア

この条件で絞り込む

235件のデータが該当しました。

1 2 3 4 5 >

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000956	知財	知的財産権移転承認申請書(41)	1.00	申請中	2023.01.04	

確認

4. 専用実施権等 設定承認申請書

- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

[戻る](#)

知財手続一覧

クリック

[出願通知書](#)

出願日			~			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)		出願国		日本	

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

[戻る](#)

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)	
PMS文書番号		出願番号	
			(部分一致)
文書種別		登録日	
			 ~ 

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「専用実施権等設定承認申請書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

閉じる

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☐	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☒	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

クリック

次へ

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(3)「専用実施権等設定承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

専用実施権等設定承認申請書

*** 必須入力**

契約管理番号	19100801-0						
契約日	2020.03.02						
事業種別	委託事業						
契約件名	その他契約（資産部）／テスト						
作成日	*	2023.01.04	① 記載の確認				
申請者	住所	*				川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	
	名称	*				新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
	役職名					部長	
	氏名	*				資産 太郎	

② クリック

追加

専用実施権等を設定・移転しようとする 知的財産権について	*	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">知的財産権</th> <th>移転元</th> <th>設定又は移転を受ける者</th> <th>移動</th> </tr> <tr> <th>出願に係る産業 財産権の種類</th> <th>出願番号</th> <th>発明等の名称</th> <th>住所、名称</th> <th>住所、名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table>					知的財産権			移転元	設定又は移転を受ける者	移動	出願に係る産業 財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称							
知的財産権			移転元	設定又は移転を受ける者	移動																			
出願に係る産業 財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称																				

承認を受ける理由 *****

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

(1) 当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第 19 条に基づく観点)

(2) 当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第 41 条に基づく観点)

4. 専用実施権等 設定承認申請書

- (4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

19100801-0

知的財産権移転情報登録 閉じる

*** 必須入力**

知的財産権 選択 クリア	種類	
	番号	
	名称	
移転元 (専用実施権等を移転する場合に申請をする場合に入力してください。設定の申請をする場合には空白としてください。) 追加	住所	
	名称	
設定又は移転を受ける者 追加	住所 *	
	名称 *	

キャンセル 確定

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(5) 「知財選択」画面が表示されるので、設定承認申請を行う知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択閉じる

出願日

23

～

23

出願国

日本

出願に係る産業財産権の種類

出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

クリア

この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

クリック

設定

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称 出願に係る産業財産権の種類	出願日	登録番号	登録日	出願国
☐	2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP：日本国
☐	2022-202212	バイドール簡素化 特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP：日本国

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(6) 「知的財産権移転情報登録」に戻るので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転情報登録
閉じる

*
必須入力

知的財産権 選択 クリア	種類	特許権		
	番号	2022-543210		
	名称	永久機関の製造方法		
移転元 (専用実施権等を移転する場合の申請をする場合に入力してください。設定の申請をする場合には空白としてください。) 追加	住所	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0		✕
	名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社		
設定又は移転を受ける者 追加	住所	*	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3	✕
	名称	*	特許株式会社	

キャンセル

⑤ 選択

確定

③ 記載の確認

④ 入力

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(7) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると、「専用実施権等設定承認申請書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 専用実施権等設定承認申請書 戻る

編集モード 確認モード (プレビュー) 一時保存 入力完了

専用実施権等設定承認申請書

⑧ 選択

* 必須入力

契約管理番号	19100801-0
契約日	2020.03.02
事業種別	委託事業
契約件名	その他契約 (資産部) / テスト
作成日	* 2023.01.04 

⑦ 入力
(設定先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないことを約定させる旨のご入力をお願いします。)

⑥ 記載の確認

出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	知的財産権	移転元	設定又は移転を受ける者	移動	追加
			住所、名称	住所、名称			
特許権	2022-543210	永久機関の製造方法		神奈川県川崎市幸区大宮町1310 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社	  	

専用実施権等を設定・移転しようとする知的財産権について *

承認を受ける理由 *

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許を活用して、国内における事業を策定中である。
設定先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

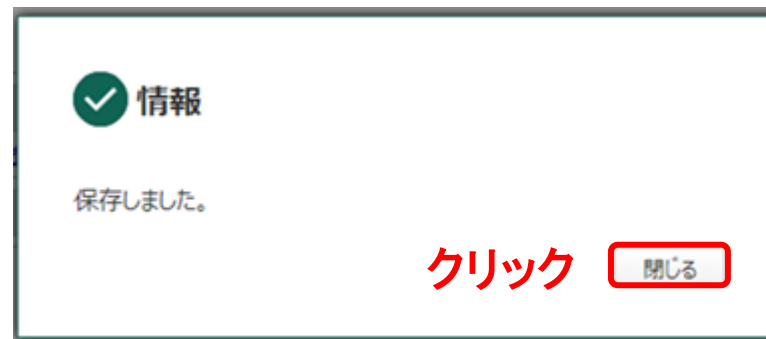
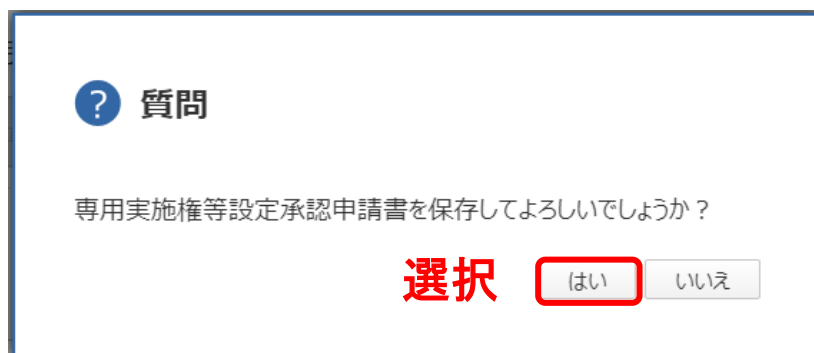
(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

(1) 当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)

(2) 当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

4. 専用実施権等 設定承認申請書

- (8) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると、「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



4. 専用実施権等 設定承認申請書

(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－専用実施権等設定承認申請書(6)

編集モード 確認モード(プレビュー)

印刷 申請

選択

戻る

showpdfviewer 1 / 2 100%

2023年1月4日

専用実施権等設定承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

1

4. 専用実施権等 設定承認申請書

(10) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

申請メッセージ

キャンセル

確定

入力

選択





情報

申請を行いました。

閉じる

クリック



[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#) > 文書登録－専用実施権等設定承認申請書(6)



編集モード



確認モード (プレビュー)

印刷

取下

戻る

クリック

4. 専用実施権等 設定承認申請書

申請書のイメージ

(様式第13)

2023年1月4日

専 用 実 施 権 等 設 定 承 認 申 請 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所 川崎市幸区大宮町1310
名 称 新エネルギー・産業技術総合開
発株式会社
氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、業務委託契約約款第31条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、専用実施権等の設定又は移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1. 専用実施権等(注1)を設定・移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注2)、 番号(注3)及び名称(注4)	移転元住所、名称	設定又は移転を受け る者の住所、名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4- 3 特許株式会社

2. 承認を受ける理由(注5)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許を活用して、国内における事業を策定中である。

契約管理番号 19100801-0

※ 表中の番号(注3)については、PMSの仕様上、登録されている場合も出願番号のみの表示となりますが、問題ありません。

4. 専用実施権等 設定承認申請書



(11)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した申請書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名					(部分一致)
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)	
文書種別		登録日		23	23

クリア

この条件で絞り込む

238件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

確認

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000959	知財	専用実施権等設定承認申請書(6)	1.00	申請中	2023.01.04	

5. 知的財産権 移転等届出書

※2015年11月15日～2020年3月31日の新規契約で国外の子会社・親会社への移転の時のみ適用



- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

[戻る](#)

知財手続一覧

クリック

[出願通知書](#)

出願日			～			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)				出願国	日本

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

[戻る](#)

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)					
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)			
文書種別		登録日			～		

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

5. 知的財産権 移転等届出書

(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転等届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

[閉じる](#)

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☐	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☒	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

選択

クリック

次へ

5. 知的財産権 移転等届出書

(3) 「知的財産権移転等届出書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転等届出書

* 必須入力

契約管理番号	19100801-0				
契約日	2020.03.02				
事業種別	委託事業				
契約件名	その他契約（資産部）／テスト				
作成日	* 2023.01.05	📅			
届出者	住所	* 神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0			
	名称	* 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社			
	氏名	* 資産 太郎			

① 記載の確認

移転・専用実施権等の設定をしようとする 知的財産権について	* 知的財産権	移転元又は専用実施権等 の設定をする者		移転先又は専用実施権等 の設定を受ける者		移動
		出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	

② クリック

追加

移転等事由	* (以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)
	(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。 すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第 19 条に基づく観点）
	(2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。 （研究開発力強化法第 41 条に基づく観点）

5. 知的財産権 移転等届出書

- (4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

選択

知的財産権

選択

クリア

種類

番号

名称

移転元又は専用実施権等の設定をする者

住所 *

名称 *

追加

移転先又は専用実施権等の設定を受ける者

住所 *

名称 *

追加

キャンセル

確定

(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるが、

5. 知的財産権 移転等届出書

(5) 「知財選択」画面が表示されるので、移転等届出をする知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択閉じる

出願日

23

~

23

出願に係る産業財産権の種類

出願国

日本

出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

クリア

この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

出願番号
(社内管理番号、契約
管理番号等)

発明等の名称
出願に係る産業財産権の種類

出願日

登録番号

登録日

出願国

☒

2022-543210

永久機関の製造方法
特許権

2022.06.01

7069189

2022.12.01

JP : 日本国

☐

2022-202212

バイドール簡素化
特許権

2022.12.07

12345678

2022.12.08

JP : 日本国

選択

クリック

設定

5. 知的財産権 移転等届出書

(6) 「知的財産権移転情報登録」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

知的財産権

選択 クリア

種類	特許権
番号	2022-543210
名称	永久機関の製造方法

移転元又は専用実施権等の設定をする者

追加

住所	* 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
名称	* 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	

移転先又は専用実施権等の設定を受ける者

追加

住所	* 東京都千代田区霞が関3-4-3	
名称	* 特許株式会社	

キャンセル

⑤ 選択 確定

③ 記載の確認

④ 入力

5. 知的財産権 移転等届出書

(7) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると「知的財産権移転等届出書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転等届出書

編集モード

確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

知的財産権移転等届出書

* 必須入力

契約管理番号

19100801-0

契約日

2020.03.02

事業種別

委託事業

契約件名

その他契約 (資産部) / テスト

作成日

* 2023.01.05

⑦ 入力
(移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないことを約定させる旨のご入力もお願いします。)

⑥ 記載の確認

知的財産権			移転元又は専用実施権等の設定をする者	移転先又は専用実施権等の設定を受ける者	移動
出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
特許権	2022-543210	永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町1310 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	東京都千代田区麹が関3-4-3 特許株式会社	↑ ↓ 🗑️

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後は、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

移転等事由

*
(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)
(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。
すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)
(2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。
(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

103

5. 知的財産権 移転等届出書

- (8) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



5. 知的財産権 移転等届出書

(9) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。



The screenshot shows the NEDO document registration system interface. At the top, a breadcrumb trail reads: TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転等届出書(10). Below this, there are two buttons: '編集モード' (Edit Mode) with a pencil icon and '確認モード(プレビュー)' (Confirmation Mode (Preview)) with a magnifying glass icon. The '確認モード(プレビュー)' button is currently selected. To the right of these buttons, there are three buttons: '戻る' (Back), '印刷' (Print), and '届出' (Submit). The '届出' button is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it, with the word '選択' (Select) written in red above the arrow. Below the buttons, the document preview is shown. The preview header includes 'showpdfviewer', '1 / 2', '100%', and navigation icons. The document content shows the date '2023年1月5日' (January 5, 2023) and the title '知的財産権移転等届出書' (Intellectual Property Rights Transfer Etc. Declaration). The sender is identified as '国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿' (President of the National Institute of Advanced Industrial Science and Technology).

5. 知的財産権 移転等届出書

(10) 「メッセージ入力」画面が表示されるので「届出メッセージ」欄に入力した後、「確定」ボタンをクリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

届出メッセージ

キャンセル

確定

入力

選択



 情報

届出を行いました。

閉じる

クリック



[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#) > 文書登録－知的財産権移転等届出書(10)

 編集モード

 確認モード (プレビュー)

クリック

戻る

印刷

取下

5. 知的財産権 移転等届出書

届出書のイメージ

(様式第20-1)

2023年1月5日

知的財産権移転等届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機
理 事 長 殿

住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町
1310
名 称 新エネルギー・産業技術総合開
発株式会社
氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)／テスト」に係る知的財産権について、下記のとおり移転又は専用実施権等の設定をしたいので、業務委託契約約款第31条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、知的財産権若しくは専用実施権等の移転(以下「移転」という。)又は専用実施権等の設定を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1. 移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転元又は専用実施権等の 設定をする者の住所・名称	移転先又は専用実施権等の 設定を受ける者の住所・名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4- 3 特許株式会社

2. 移転等事由(注4)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後には、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

契約管理番号 19100801-0

※ 表中の番号(注2)については、PMSの仕様上、登録されている場合も出願番号のみの表示となりますが、問題ありません。

5. 知的財産権 移転等届出書



(11)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名				(部分一致)
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)
文書種別		登録日	23 ~ 23	

クリア

この条件で絞り込む

239件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

確認

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000960	知財	知的財産権移転等届出書(10)	1.00	届出中	2023.01.05	

6. 知的財産権 移転通知書



- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

[戻る](#)

知財手続一覧

クリック

[出願通知書](#)

出願日			~			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)				出願国	日本

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

[戻る](#)

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)					
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)			
文書種別		登録日			~		

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

6. 知的財産権 移転通知書

(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転通知書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

閉じる

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☐	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☒	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

クリック

次へ

選択

クリック

次へ

6. 知的財産権 移転通知書

(3) 「知的財産権移転通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権移転通知書

* 必須入力

作成日	*	2023.01.04	23													
部 名		資産管理部														
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0													
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社													
	役職名		部長													
	氏名	*	資産 太郎													
移転情報	*	<table><tr><td>出願に係る 産業財産権の種類</td><td>出願番号</td><td rowspan="2">移転の形式</td><td>移転元の住所</td><td>移転先の住所</td><td rowspan="2">移動</td></tr><tr><td colspan="2">発明等の名称</td><td>移転元の名称</td><td>移転先の名称</td></tr></table>					出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	発明等の名称		移転元の名称	移転先の名称
出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動											
発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称												
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ														
契約開始日はいつですか？	*															

① 記載の確認

② クリック

追加

6. 知的財産権 移転通知書

- (4) 前頁の「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「出願に係る産業財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

出願に係る産業財産権	種類		
	出願番号		
	発明等の名称		
選択 クリア			
移転の形式		* ☒ 一部移転 ☐ 全部移転	
移転元	住所	*	
	名称	*	
移転先	住所	*	
	名称	*	

キャンセル

確定

選択

6. 知的財産権 移転通知書

(5) 「知財選択」画面が表示されるので、移転した知的財産権を選択した後、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択

閉じる

出願日	23 ~ 23	出願に係る産業財産権の種類	
出願国	日本	出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)	
		クリア	この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

クリック

設定

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称 出願に係る産業財産権の種類	出願日	登録番号	登録日	出願国
☒	2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP：日本国
☐	2022-202212	バイドール簡素化 特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP：日本国

知的財産権移転情報登録

閉じる

*** 必須入力**

権利者が複数存在する場合は適宜「追加」を押して、「住所・名称」欄を追加し、入力してください

6. 知的財産権 移転通知書

専用実施権設定・移転の許諾の報告の場合、移転元・移転先の設定は以下の通りにしてください。

知的財産権移転情報登録 閉じる

*** 必須入力**

出願に係る産業財産権	種類	特許権
	出願番号	2025-081719
	発明等の名称	光電気混載装置
移転の形式	*	☐ 一部移転 ☒ 全部移転
移転元	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	名称 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
追加		
移転先	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	名称 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
追加		

キャンセル 確定

専用実施権の設定、移転の許諾の場合
移転元・移転先共に特許権者の住所・
名称を記入

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？ *	☒ はい ☐ いいえ				
契約開始日はいつですか？ *	(1) 契約開始日				
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。 *	(a) 約束手続				
上記(a)を選択した場合	NEDOの承認書を添付してください。				
誓約事項について *	☒ 約定させました。				
添付書類	<table><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイルの選択</td></tr></tbody></table> ファイルが選択されていません アップロード	ファイル名	更新日	ファイル	ファイルの選択
ファイル名	更新日				
ファイル	ファイルの選択				
備考	【例（設定時）】 専用実施権者：住所「東京都港区***」、名称「AB株式会社」 【例（移転時）】 移転元の専用実施権者：住所「東京都港区***」、名称「AB株式会社」 移転先の専用実施権者：住所「大阪府堺市***」、名称「XY株式会社」				

備考欄に
設定時は専用実施権者の住所・名称、
移転時は移転元・移転先の専用実施権者の住所・名称を記入

6. 知的財産権 移転通知書



このページ以降

A. 平成20年度以前の新規契約の場合

[こちら](#)

B. 平成21年度以降の新規契約の場合

[こちら](#)

6. 知的財産権 移転通知書-A

(7-A1) 前項で「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転通知書」画面に戻るので、「移転情報」欄に記載の事項を確認した後、「平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？」欄で「いいえ」を選択します。

知的財産権移転通知書

*** 必須入力**

作成日	*	2023.01.04	
部 名		資産管理部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎

確認

移転情報	*	<table><tr><th>出願に係る 産業財産権の種類</th><th>出願番号</th><th rowspan="2">移転の形式</th><th>移転元の住所</th><th>移転先の住所</th><th rowspan="2">移動</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th colspan="2">発明等の名称</th><th>移転元の名称</th><th>移転先の名称</th></tr><tr><td>特許権</td><td>2022-543210</td><td rowspan="2">一部移転</td><td>神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0</td><td>東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3</td><td> </td><td></td></tr></table>	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動		発明等の名称		移転元の名称	移転先の名称	特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3	 		永久機関の製造方法	新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	特許株式会社
	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所		移転先の住所	移動																
	発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称																		
特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3	 																		

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？ ***** ☐ はい ☒ いいえ

誓約事項について ***** ☒ 約定させました。

備考

選択

6. 知的財産権 移転通知書-A

(7-A2) 移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェックし、「入力完了」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転通知書

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

知的財産権移転通知書

選択

* 必須入力

作成日	*	2023.01.04																					
部 名		資産管理部																					
移転情報	*	追加 <table><thead><tr><th>出願に係る 産業財産権の種類</th><th>出願番号</th><th>移転の形式</th><th>移転元の住所</th><th>移転先の住所</th><th>移動</th></tr><tr><th colspan="2">発明等の名称</th><th></th><th>移転元の名称</th><th>移転先の名称</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>特許権</td><td>2022-543210</td><td rowspan="2">一部移転</td><td rowspan="2">神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社</td><td rowspan="2">東京都千代田区霞が関3- 4-3 特許株式会社</td><td rowspan="2"> ↑ ↓ 🗑️ </td></tr><tr><td colspan="2">永久機関の製造方法</td></tr></tbody></table>		出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称		特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3- 4-3 特許株式会社	↑ ↓ 🗑️	永久機関の製造方法	
出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動																		
発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称																			
特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3- 4-3 特許株式会社	↑ ↓ 🗑️																		
永久機関の製造方法																							
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☐ はい ☒ いいえ																					
誓約事項について	*	☒ 約定させました。																					
備考																							

チェック

次は[こちら](#)へ

6. 知的財産権 移転通知書-B

(7-B) 前項で「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転通知書」画面に戻るので、「移転情報」欄に記載の事項を確認した後、「平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？」欄で「はい」を選択します。

知的財産権移転通知書

* 必須入力

作成日	*	2023.01.04	23																									
部 名		資産管理部																										
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0																									
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社																									
	役職名		部長																									
	氏名	*	資産 太郎																									
移転情報	*	追加 <table><thead><tr><th>出願に係る 産業財産権の種類</th><th>出願番号</th><th>移転の形式</th><th>移転元の住所</th><th>移転先の住所</th><th>移動</th><th></th></tr><tr><th colspan="2">発明等の名称</th><th></th><th>移転元の名称</th><th>移転先の名称</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>特許権</td><td>2022-543210</td><td rowspan="2">一部移転</td><td rowspan="2">神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社</td><td rowspan="2">東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3 特許株式会社</td><td rowspan="2"> ↑ ↓ </td><td rowspan="2"> 🗑️ </td></tr><tr><td colspan="2">永久機関の製造方法</td></tr></tbody></table>				出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動		発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称			特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3 特許株式会社	↑ ↓	🗑️	永久機関の製造方法	
	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動																						
	発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称																							
	特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3 特許株式会社	↑ ↓	🗑️																					
	永久機関の製造方法																											
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ																										
契約開始日はいつですか？	*																											
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。		選択																										
上記(a)を選択した場合		NEDOの承認書を添付してください。																										

6. 知的財産権 移転通知書



このページ以降

B. 平成21年度以降の新規契約の場合

【契約開始日】

(1) 平成21年4月～平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合

[こちら](#)

(2) 平成26年8月～平成27年11月14日（SIPは平成26年7月16日以降）の場合

[こちら](#)

6. 知的財産権 移転通知書-7-B-(1)

(7-B(1))【契約開始日が平成21年4月～平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合】

「契約開始日はいつですか？」欄の「(1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である」を選択します。

移転情報	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	追加						
	発明等の名称	移転元の名称		移転先の名称									
	特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3- 4-3 特許株式会社	↑ ↓	🗑️						
	永久機関の製造方法												
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	☒ はい ☐ いいえ												
契約開始日はいつですか？	選択 (1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である (2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPIはH26年7月16日以降）の契約である												
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	上記(a)を選択した場合												
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。												
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	上記(a)を選択した場合												
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。												
誓約事項について	☐ 約定させました。												
添付書類	<table border="1"><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイルの選択</td></tr><tr><td colspan="2">ファイルが選択されていません</td></tr></tbody></table> アップロード							ファイル名	更新日	ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	
ファイル名	更新日												
ファイル	ファイルの選択												
ファイルが選択されていません													

6. 知的財産権 移転通知書



このページ以降

B. 平成21年度以降の新規契約

(1) 契約開始日が平成21年4月～平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合

(a) 移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合 [こちら](#)

(b) 移転についてNEDOの承認が不要の場合 [こちら](#)

(2) 契約開始日が平成26年8月～平成27年11月14日（SIPは平成26年7月16日以降）の場合

(a) 移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合

(b) 移転についてNEDOの承認が不要の場合

6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-a

(7-B(1)a1)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】

「(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ				
契約開始日はいつですか？	*	(1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である				
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	*	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため				
上記(a)を選択した場合		(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため				
誓約事項について	*	(b)次の理由により承認が不要であるため				
添付書類		<table><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイル選択 選択されていません</td></tr></tbody></table> アップロード	ファイル名	更新日	ファイル	ファイル選択 選択されていません
ファイル名	更新日					
ファイル	ファイル選択 選択されていません					

選択

6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-a



(7-B(1)a2)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】

「上記(a)を選択した場合」欄に記載のとおりNEDOの承認書を「添付書類」欄に添付し、また、移転元の者は移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェック後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転通知書

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？

☒ はい ☐ いいえ

契約開始日はいつですか？

(1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である

(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。

(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため

上記(a)を選択した場合

NEDOの承認書を添付してください。

誓約事項について

☒ 約定させました。

添付書類

チェック

ファイル名

更新日

ファイル

ファイル選択

選択されていません

アップロード

選択

次は[こちら](#)へ

6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-b

(7-B(1)b1)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(b)次の理由により承認が不要であるため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ				
契約開始日はいつですか？	*	(1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である				
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	*	(b)次の理由により承認が不要であるため				
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	*	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため				
誓約事項について	*	(b)次の理由により承認が不要であるため				
添付書類		<table><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイル選択 選択されていません</td></tr></tbody></table> アップロード	ファイル名	更新日	ファイル	ファイル選択 選択されていません
ファイル名	更新日					
ファイル	ファイル選択 選択されていません					

選択

6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-b

(7-B(1)b2)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。」欄から該当する理由を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転通知書

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー) 一時保存 入力完了

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	* ☒ はい ☐ いいえ
契約開始日はいつですか？	* (1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	* (b)次の理由により承認が不要であるため
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	* ア 子会社又は親会社への移転であるため。
誓約事項について	* ア 子会社又は親会社への移転であるため。 イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため。 ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため。 エ 合併又は分割による移転であるため。 オ 平成20年度以前の業務委託契約に基づくため。
添付書類	更新日 アップロード
備考	

平成27年(2015)11月15日～令和2年(2020)3月31日の新規契約で国外の子会社・親会社への移転では、国内の場合と同様にNEDOへの事前承認は不要であるが、移転前に「知的財産権移転等届出書」の提出が必要。(約款第31条の4)

6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-b

(7-B(1)b3)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェックし、また、移転、専用実施権設定・移転の事実が確認できる書類を「添付書類」欄に添付した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転通知書 戻る

編集モード 確認モード（プレビュー） 一時保存 入力完了

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？ * ☒ はい ☐ いいえ 選択

契約開始日はいつですか？ * (1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である

(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。 * (b)次の理由により承認が不要であるため

上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。 * ア 子会社又は親会社への移転であるため。

誓約事項について * ☒ 約定させました。 チェック

添付書類

ファイル名	更新日
ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません

アップロード

次は[こちら](#)へ

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)

(7-B(2))【契約開始日が平成26年8月～平成27年11月14日(SIPは平成26年7月16日以降)の場合】

「契約開始日はいつですか？」欄の「(2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで(SIPはH26年7月16日以降)の契約である」を選択します。

出願に係る産業財産権の種類		出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	追加				
発明等の名称				移転元の名称	移転先の名称						
特許権	2022-543210	一部移転	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	東京都千代田区霞が関3-4-3	↑ ↓	🗑️					
永久機関の製造方法			新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	特許株式会社							
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	☒ はい ☐ いいえ										
契約開始日はいつですか？	選択 (1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である (2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで(SIPはH26年7月16日以降)の契約である										
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	上記(a)を選択した場合 上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。										
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	上記(a)を選択した場合 上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。										
誓約事項について	☐ 約定させました。										
添付書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル名</th> <th>更新日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファイル</td> <td>ファイルの選択 ファイルが選択されていません</td> </tr> </tbody> </table> アップロード							ファイル名	更新日	ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
ファイル名	更新日										
ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません										

6. 知的財産権 移転通知書



このページ以降

B. 平成21年度以降の新規契約

(1) 契約開始日が平成21年4月～平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合

(a) 移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合

(b) 移転についてNEDOの承認が不要の場合

(2) 契約開始日が平成26年8月～平成27年11月14日（SIPは平成26年7月16日以降）の場合

(a) 移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合 [こちら](#)

(b) 移転についてNEDOの承認が不要の場合 [こちら](#)

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-a

(7-B(2)a1)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】

「(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	* ☒ はい ☐ いいえ				
契約開始日はいつですか？	* (2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPはH26年7月16日以降）の契約である				
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	* (a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため				
上記(a)を選択した場合	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため				
誓約事項について	* (b)次の理由により承認が不要であるため				
添付書類	<table><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイル選択 選択されていません</td></tr></tbody></table> アップロード	ファイル名	更新日	ファイル	ファイル選択 選択されていません
ファイル名	更新日				
ファイル	ファイル選択 選択されていません				

選択

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-a



(7-B(2)a2)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】

「上記(a)を選択した場合」欄に記載のとおりNEDOの承認書を「添付書類」欄に添付し、また、移転元の者は移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェック後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転通知書

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

選択

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？ *

☒ はい ☐ いいえ

契約開始日はいつですか？ *

(2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPはH26年7月16日以降）の契約である

(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。 *

(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため

上記(a)を選択した場合

NEDOの承認書を添付してください。

誓約事項について *

☒ 約定させました。

チェック

添付書類

ファイル名

更新日

ファイル

ファイル選択 選択されていません

アップロード

次は[こちら](#)へ

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-b

(7-B(2)b1)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(b)次の理由のにより承認が不要であるため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ				
契約開始日はいつですか？	*	(2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPはH26年7月16日以降）の契約である				
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	*	(b)次の理由により承認が不要であるため				
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	*	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため				
誓約事項について	*	(b)次の理由により承認が不要であるため				
添付書類		<table><thead><tr><th>ファイル名</th><th>更新日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル</td><td>ファイル選択 選択されていません</td></tr></tbody></table> アップロード	ファイル名	更新日	ファイル	ファイル選択 選択されていません
ファイル名	更新日					
ファイル	ファイル選択 選択されていません					

選択

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-b

(7-B(2)b2)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。」欄から該当する理由を選択します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録-知的財産権移転通知書

戻る



編集モード



確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ
契約開始日はいつですか？	*	(2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPはH26年7月16日以降）の契約である
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	*	(b)次の理由により承認が不要であるため
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	*	ア 子会社又は親会社への移転であるため。
誓約事項について	*	ア 子会社又は親会社への移転であるため。 イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため。 ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため。 エ 合併又は分割による移転であるため。 オ 平成20年度以前の業務委託契約に基づくため。
添付書類		更新日
備考		アップロード

選択

6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-b

(7-B(2)b3)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項」欄において「約定させました。」にチェックし、また、移転、、専用実施権設定・移転の事実が確認できる書類を「添付書類」欄に添付した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

戻る



編集モード



確認モード（プレビュー）

一時保存

入力完了

選択

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	*	☒ はい ☐ いいえ
契約開始日はいつですか？	*	(2)契約開始日が、H26年8月～H27年11月14日まで（SIPはH26年7月16日以降）の契約である
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	*	(b)次の理由により承認が不要であるため
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	*	ア 子会社又は親会社への移転であるため。
誓約事項について	*	☒ 約定させました。
添付書類		
備考		

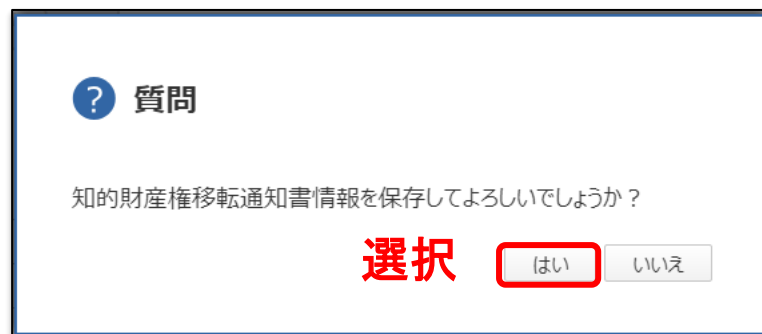
チェック

ファイル名	更新日
ファイル	ファイルの選択 文件が選択されていません

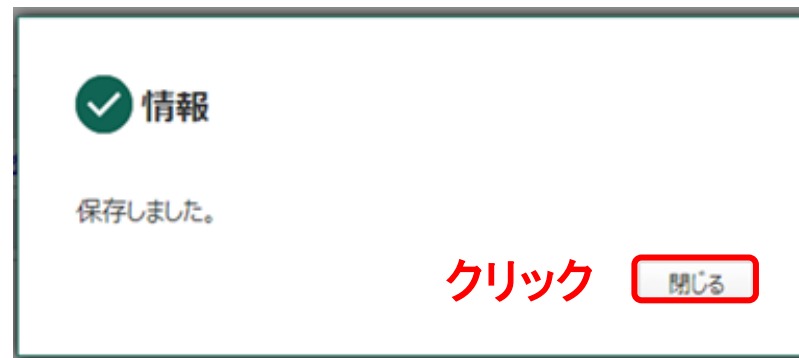
アップロード

6. 知的財産権 移転通知書

- (8) 前項の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



Question dialog box with a blue question mark icon and the title "質問". The text asks if the user wants to save the intellectual property transfer notification information. At the bottom, there are two buttons: "はい" (Yes) and "いいえ" (No). The "はい" button is highlighted with a red box and the word "選択" (Select) in red text.



Information dialog box with a green checkmark icon and the title "情報". The text says "保存しました。" (Saved). At the bottom, there is a button labeled "閉じる" (Close), which is highlighted with a red box and the word "クリック" (Click) in red text.

6. 知的財産権 移転通知書

(9) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックして提出します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転通知書(42)

戻る



編集モード



確認モード(プレビュー)

印刷

届出

クリック



showpdfviewer

1 / 2



100%



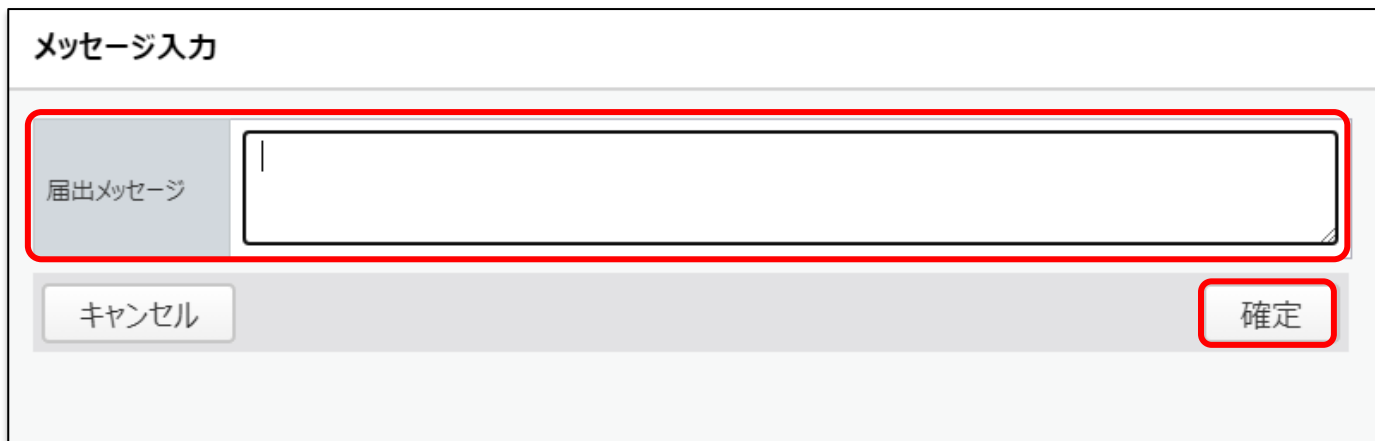
2023年1月4日

知的財産権移転通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
資産管理部長 殿
(プロジェクト担当部長)

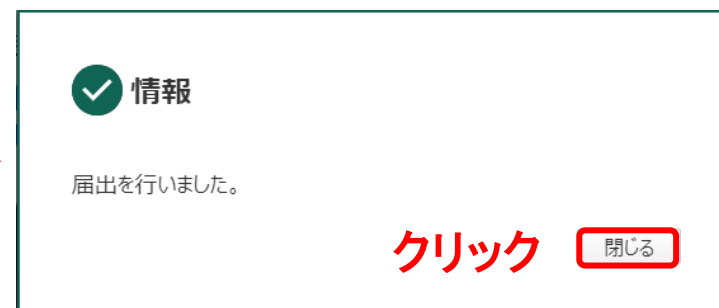
6. 知的財産権 移転通知書

(10) 「メッセージ入力」画面が表示されるので「届出メッセージ」欄に入力した後、「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



入力

選択



クリック

閉じる



TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転通知書(42)

クリック

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷

取下

6. 知的財産権 移転通知書-B (平成21年度以降の契約)

通知書のイメージ

2023年1月4日

知的財産権移転通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
資産管理部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
(法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式
会社
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権の移転を行ったので、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転した知的財産権

知的財産権の種類、知的財産権の 番号及び発明等の名称	移転元の住所・名称	移転先の住所・名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4- 3 特許株式会社

2. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

- (1) 約款第31条の3の規定に基づき、甲の承認を受けたため
- (2) 以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)
- ア 子会社又は親会社への移転であるため
 - イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 - ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - エ 合併又は分割による移転であるため
 - オ 平成20年度以前の業務委託契約に基づくため

3. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うに当たり、同約款第31条から第34条までの規定の適用に支障を与えないよう約定させました。

4. 添付書類

ダミー移転通知書 永久機関の製造方法

契約管理番号 19100801-0

※ 記載要領には、「3.「知的財産権の番号」については、登録番号を記載すること。ただし、権利が設定登録前である場合には出願番号を記載すること。」とありますが、PMS上、登録されていても、出願番号のみが表示されます。

6. 知的財産権 移転通知書



(11)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名				(部分一致)
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)
文書種別		登録日	23 ~ 23	
			クリア	この条件で絞り込む

242件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

確認

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000973	知財	知的財産権移転通知書(42)	1.00	届出中	2023.01.04	

7. 知的財産権 利用届出書廃止に伴う措置

知的財産権の実施（自己実施、第三者実施）の報告は、バイ・ドール調査に一本化されました。

そのため個別の知的財産権単位の実施報告を行う利用届出書は2026年4月より廃止されました。

但し、専用実施権の設定、又は移転の許諾に関する報告は個別の知的財産権単位の実施報告を行う必要があるため、その報告は知的財産権移転通知書で行います。

6. 知的財産権移転通知書は、[こちらのページ](#)へ、

特に移転通知書での専用実施権設定・移転の許諾に関する注意点は、[こちらのページ](#)を参照ください。

8. 知的財産権 放棄届出書



- (1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#)

[戻る](#)

知財手続一覧

クリック

[出願通知書](#)

出願日			~			出願に係る産業財産権の種類	
出願番号		(部分一致)				出願国	日本

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

[戻る](#)

クリック

新規知財手続

文書名		(部分一致)					
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)			
文書種別		登録日			~		

[クリア](#)

[この条件で絞り込む](#)

8. 知的財産権 放棄届出書

(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権放棄届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手続き様式選択

[閉じる](#)

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☐	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☒	放棄届出	知的財産権放棄届出書

選択

クリック

[次へ](#)

8. 知的財産権 放棄届出書

(3) 「知的財産権放棄届出書」画面が表示されるので、以下の図のとおり処理します。

知的財産権放棄届出書

*** 必須入力**

契約管理番号	19100801-0		
契約日	2020.03.02		
事業種別	委託事業		
作成日	*	2023.01.05	
届出者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
知的財産権について	*	知的財産権 出願に係る産業財産権の種類 出願番号 発明等の名称 放棄予定日 * 追加	

① 記載の確認

② クリック

8. 知的財産権 放棄届出書

- (4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、放棄する知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択閉じる

出願日

23

~

23

出願国

日本

出願に係る産業財産権の種類

出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

クリア

この条件で絞り込む

47件のデータが該当しました。

選択

クリック **設定**

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称 出願に係る産業財産権の種類	出願日	登録番号	登録日	出願国
☐	2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP：日本国
☐	2022-202212	バイドール簡素化 特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP：日本国

8. 知的財産権 放棄届出書

(5) 「知的財産権放棄届出書」画面に戻るので、以下の図のとおり処理します。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権放棄届出書

⑤ 選択

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

一時保存

入力完了

知的財産権放棄届出書

* 必須入力

契約管理番号	19100801-0		
契約日	2020.03.02		
事業種別	委託事業		
作成日	2023.01.05		
届出者	住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
	名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
	役職名	部長	
	氏名	資産 太郎	

③ 記載の確認

知的財産権について

*

知的財産権		
出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称
特許権	2022-543210	永久機関の製造方法

2023(令和5)年
1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

今日
閉じる

④ 放棄予定日を選択

8. 知的財産権 放棄届出書

- (6) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。
「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。

? 質問

知的財産権放棄届出書情報を保存してよろしいでしょうか？

選択



✓ 情報

保存しました。

クリック

8. 知的財産権 放棄届出書



(7)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権放棄届出書(12)



編集モード



確認モード(プレビュー)

印刷

戻る

届出

クリック



showpdfviewer

1 / 2



100%



2023年1月5日

知的財産権放棄届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

8. 知的財産権 放棄届出書

(8) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

届出メッセージ

キャンセル

確定

入力

選択





情報

届出を行いました。

閉じる

クリック



TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権放棄届出書(12)

編集モード

確認モード (プレビュー)

印刷

取次

クリック

戻る

8. 知的財産権 放棄届出書

届出書のイメージ

(様式第22)

2023年1月5日

知 的 財 産 権 放 棄 届 出 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町
1310
名 称 新エネルギー・産業技術総合開発
株式会社
氏 名 資産 太郎

知的財産権の放棄を下記のとおり予定しておりますので、業務委託契約約款第31条の5の規定により
届け出ます。

記

1. 放棄予定の知的財産権

知的財産権の種類(注 ¹) 及び番号(注 ²)	知的財産権の名称 (注 ³)	放棄予定日
特許権 2022-543210	永久機関の製造方法	2023年1月25日

契約管理番号 | 19100801-0

※ 記載要領には、「(注
2): 番号については当該
種類に係る設定登録番号
又は設定登録の出願若し
くは申請番号、ノウハウの
管理番号を記載のこと。」
とありますが、PMS上、登
録されていても、出願番
号のみが表示されます。

8. 知的財産権 放棄届出書



- (9) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [知財一覧](#) > [知財手続き一覧](#)

戻る

新規知財手続

文書名				(部分一致)
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)
文書種別		登録日	23 ~ 23	
			クリア	この条件で絞り込む

241件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000962	知財	知的財産権放棄届出書(12)	1.00	届出中	2023.01.05	

確認

9. 知的財産権 持分放棄届出書

TOPページ > メニュー 戻る

新しいお知らせ 新しいお知らせが 61件あります。 すべてのお知らせを見る 閉じる

- 2020.03.25 14:10 産業財産権出願通知書(39)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 産業財産権等出願後状況通知書(24)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 知的財産権利用届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.25 13:56 知的財産権放棄届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.24 15:17 産業財産権出願通知書(36)が受領されました。 New

リマインダー すべてのリマインダーを見る 閉じる

期限日	進捗状況	やること
2019.09.01	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.10.31	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・成果報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.12.31	期限経過	業務[資産の処分・取得財産の処分に関する確認書の届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.01.31	期限経過	業務[概算払(委託事業)・支払請求書の作成・申請] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間年報の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)

(9) 知的財産権持分放棄届出書は「文書一覧」からの提出になります。

やること! 6件あり

予算計画



予算計画、概算払計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗



業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題



NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画



委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ



契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧



手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産



契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

知財



契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果

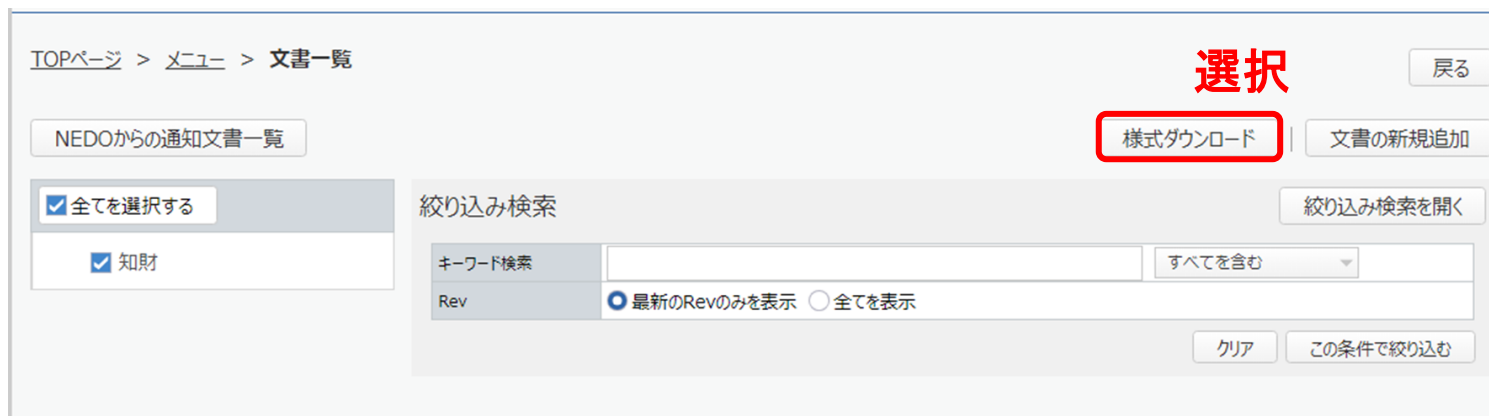


成果情報の閲覧・登録を行います。

選択

9. 知的財産権 持分放棄届出書

- (1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。



- (2) 「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「知財」を展開します。



9. 知的財産権 持分放棄届出書

(3) 「知的財産権持分放棄届出書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「知的財産権持分放棄届出書」が出力されるので、当該届出書を保存した後、保存した届出書に必要な事項を入力し、入力が終わった届出書は保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。

様式ダウンロード

② クリック

閉じる

+ 契約／交付

+ 契約／交付（変更）

+ 契約／交付（承継）

+ 検査

+ 資産

- 知財

文書名称	様式	
知的財産権帰属届出書	-	出力
知的財産権持分放棄届出書		① クリック 出力

9. 知的財産権 持分放棄届出書

(4) 「文書の新規追加」ボタンをクリックします。



(5) 「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「知財」を展開します。



9. 知的財産権 持分放棄届出書

(6) 「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」を選択し、「確定」ボタンをクリックします。

文書追加（文書の選択）

閉じる

クリック

確定

+ 全て展開 - 全て折りたたむ

☐	産業財産権等出願後状況通知書	-
☐	知的財産権移転承認申請書	-
☐	専用実施権等設定承認申請書	-
☐	知的財産権移転等届出書	-
☐	知的財産権移転通知書	-
☐	知的財産権利用届出書	-
☐	知的財産権放棄届出書	-
☒	知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書	-

選択

9. 知的財産権 持分放棄届出書

(7) 「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」画面が表示されるので、「添付ファイル」欄に9.(3)で保存した知的財産権持分放棄届出書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録－知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書

戻る



編集モード



確認モード（プレビュー）

入力完了

クリック

知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書

* 必須入力

添付ファイル

*

ファイル名

更新日

ファイル

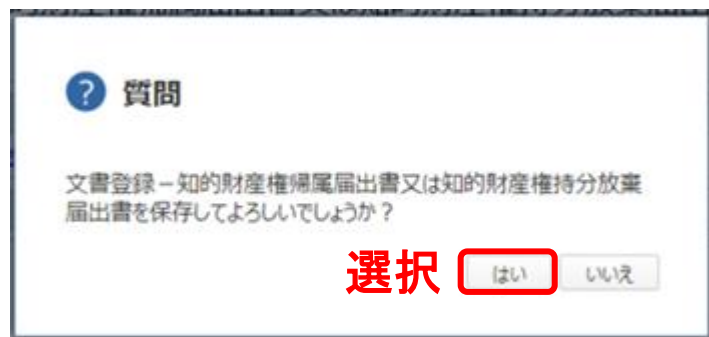
ファイル選択

選択されていません

アップロード

9. 知的財産権 持分放棄届出書

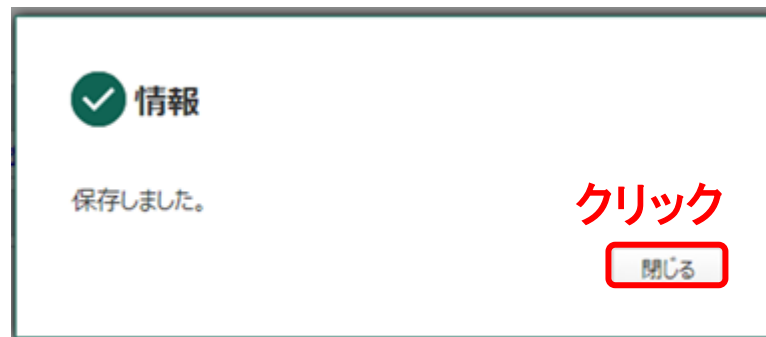
(8) 「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



？ 質問

文書登録－知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書を保存してよろしいでしょうか？

選択



✓ 情報

保存しました。

クリック

9. 知的財産権 持分放棄届出書

(9) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録－知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書(2)

戻る



編集モード



確認モード(プレビュー)

印刷

届出

選択



showpdfviewer

1 / 2



100%



1

知的財産権持分放棄届出書

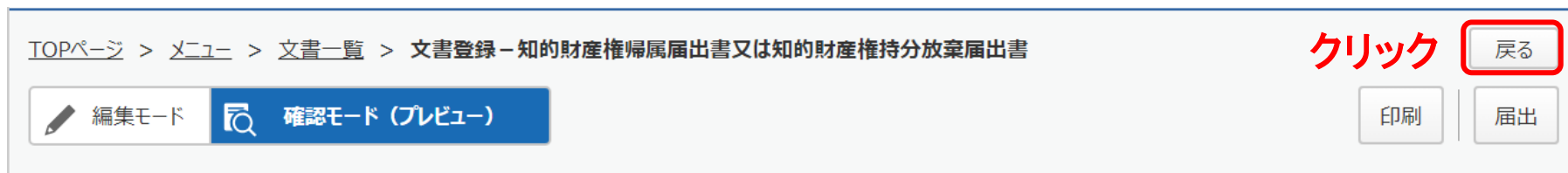
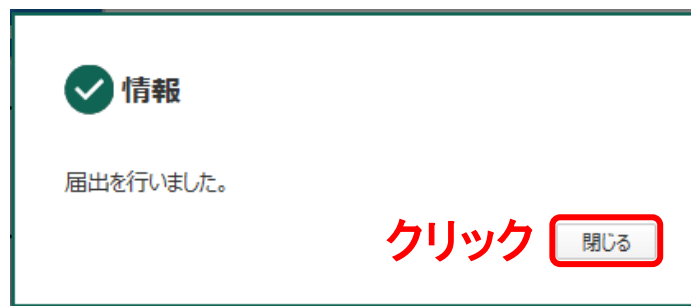
年 月 日

9. 知的財産権 持分放棄届出書

- (10) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



※ 届出メッセージ例
共有する特許権について、自己の持分を放棄しますので、事前に知的財産権持分放棄届出書を提出します。



9. 知的財産権 持分放棄届出書



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

TOPページ > メニュー > 文書一覧 戻る

NEDOからの通知文書一覧 様式ダウンロード | 文書の新規追加

☒ 全てを選択する

☒ 知財

絞り込み検索 絞り込み検索を開く

キーワード検索 すべてを含む

Rev ☒ 最新のRevのみを表示 ☐ 全てを表示

クリア この条件で絞り込む

244件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

作成区分	PMS文書 番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	申請日	承認日	
事業者	BNS-J-23-0000965	知財	知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書(2)	1.00	届出中	2024.02.19	—	

確認

10. 知的財産権 帰属届出書

TOPページ > メニュー 戻る

新しいお知らせ 新しいお知らせが 61件あります。 すべてのお知らせを見る 閉じる

- 2020.03.25 14:10 産業財産権出願通知書(39)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 産業財産権等出願後状況通知書(24)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 知的財産権利用届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.25 13:56 知的財産権放棄届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.24 15:17 産業財産権出願通知書(36)が受領されました。 New

リマインダー すべてのリマインダーを見る 閉じる

期限日	進捗状況	やること
2019.09.01	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.10.31	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・成果報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.12.31	期限経過	業務[資産の処分・取得財産の処分に関する確認書の届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.01.31	期限経過	業務[概算払(委託事業)・支払請求書の作成・申請] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間年報の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)

(10) 知的財産権帰属届出書は、「文書一覧」からの提出になります。

やること! 6件あり

予算計画
予算計画、概算払計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗
業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題
NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画
委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ
契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧
手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産
契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

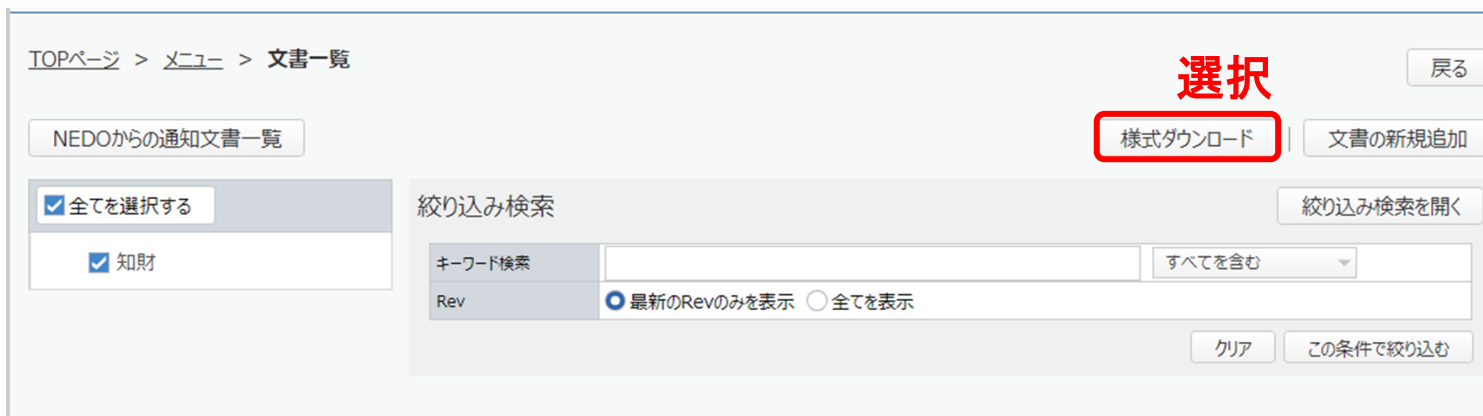
知財
契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果
成果情報の閲覧・登録を行います。

選択

10. 知的財産権 帰属届出書

- (1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。



- (2) 「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「知財」を展開します。



10. 知的財産権 帰属届出書

(3) 「知的財産権帰属届出書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「知的財産権帰属届出書」が出力されるので、当該届出書を保存した後、保存した届出書に必要な事項を入力します。入力が終わった届出書は保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。

様式ダウンロード

② クリック
閉じる

+
契約／交付

+
契約／交付 (変更)

+
契約／交付 (承継)

+
検査

+
資産

-
知財

文書名称	様式	
知的財産権帰属届出書		① クリック 出力
知的財産権持分放棄届出書	-	出力

10. 知的財産権 帰属届出書

(4) 「文書の新規追加」ボタンをクリックします。



(5) 「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「知財」を展開します。



10. 知的財産権 帰属届出書



(6) 「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」を選択し、「確定」ボタンをクリックします。

文書追加（文書の選択）

閉じる

クリック

確定

+ 全て展開 - 全て折りたたむ

☐	産業財産権等出願後状況通知書	-
☐	知的財産権移転承認申請書	-
☐	専用実施権等設定承認申請書	-
☐	知的財産権移転等届出書	-
☐	知的財産権移転通知書	-
☐	知的財産権利用届出書	-
☐	知的財産権放棄届出書	-
☒	知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書	-

選択

10. 知的財産権 帰属届出書

(7) 「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」画面が表示されるので、「添付ファイル」欄に10.(3)で保存した知的財産権帰属届出書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録－知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

入力完了

クリック

知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書

* 必須入力

添付ファイル



ファイル名

更新日

ファイル

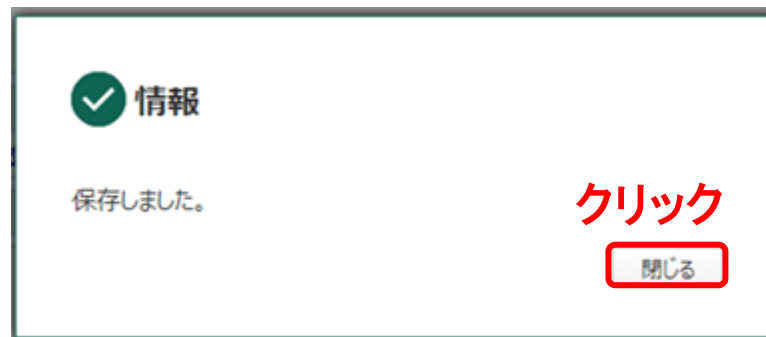
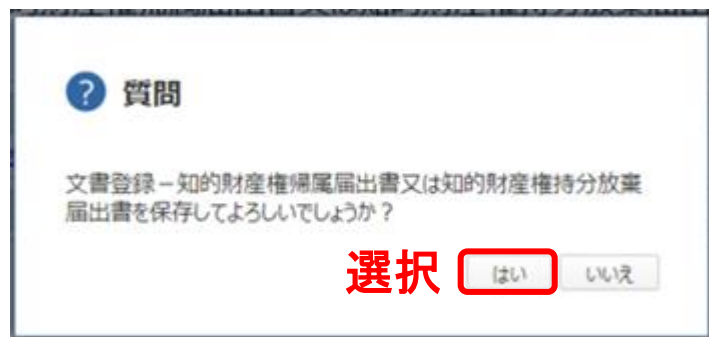
ファイル選択

選択されていません

アップロード

10. 知的財産権 帰属届出書

(8) 「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



10. 知的財産権 帰属届出書

(9) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録－知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書(3)

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

選択

showpdfviewer 1 / 1 100% + -

(再委託用、第 34 条関係)

年 月 日

知 的 財 産 権 帰 属 届 出 書

1

10. 知的財産権 帰属届出書

(10) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

届出メッセージ

知的財産権帰属届出書を提出しますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

キャンセル

クリック 確定





情報

届出を行いました。

クリック

閉じる



TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録 - 知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書


編集モード


確認モード (プレビュー)

クリック

戻る

印刷

届出

10. 知的財産権 帰属届出書



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [文書一覧](#)

戻る

NEDOからの通知文書一覧

様式ダウンロード

文書の新規追加

☒ 全てを選択する

☒ 知財

絞り込み検索

絞り込み検索を開く

キーワード検索

すべてを含む

Rev

☒ 最新のRevのみを表示 ☐ 全てを表示

クリア

この条件で絞り込む

245件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

作成区分	PMS文書 番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	申請日	承認日	
事業者	BNS-J-23-0000966	知財	知的財産権帰属届出書又は知的財産権 持分放棄届出書(3)	1.00	届出中	2024.02.19	—	

確認

11. 封印申請書

TOPページ > メニュー 戻る

新しいお知らせ 新しいお知らせが 61件あります。 すべてのお知らせを見る 閉じる

- 2020.03.25 14:10 産業財産権出願通知書(39)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 産業財産権等出願後状況通知書(24)が受領されました。 New
- 2020.03.25 14:10 知的財産権利用届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.25 13:56 知的財産権放棄届出書(6)が受領されました。 New
- 2020.03.24 15:17 産業財産権出願通知書(36)が受領されました。 New

リマインダー すべてのリマインダーを見る 閉じる

期限日	進捗状況	やること
2019.09.01	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.10.31	期限経過	業務[確定検査・精算払(委託事業)・成果報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2019.12.31	期限経過	業務[資産の処分・取得財産の処分に関する確認書の届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.01.31	期限経過	業務[概算払(委託事業)・支払請求書の作成・申請] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間実績報告書の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)
2020.03.31	期限経過	業務[年度末中間検査(委託事業)・中間年報の作成・届出] (契約番号: 19100801-0)

(11) 封印申請書は、「文書一覧」からの提出になります。

やること! 6件あり

予算計画

予算計画、概算払計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗

業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題

NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画

委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ

契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧

手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産

契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

知財

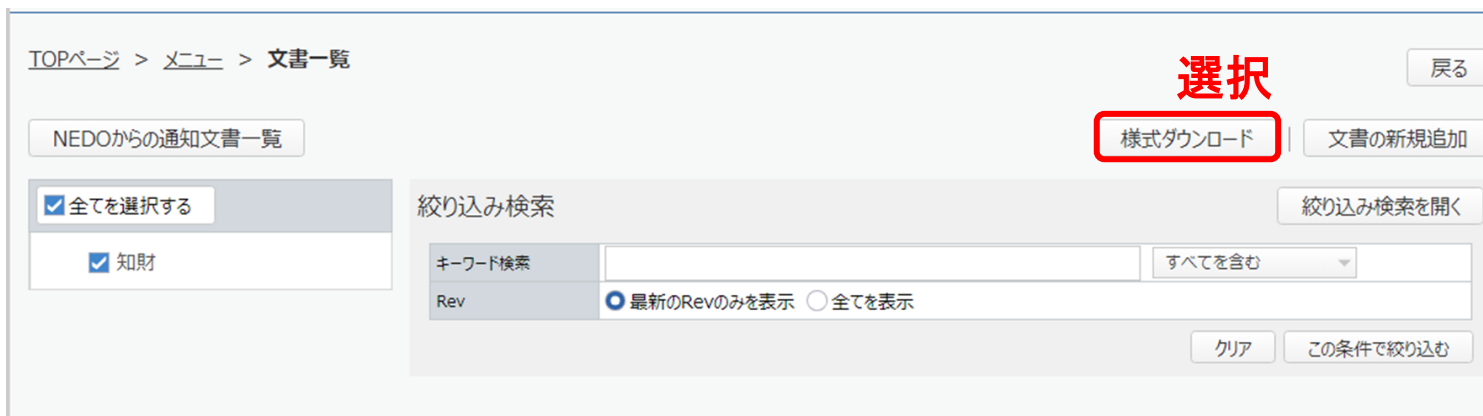
契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果

成果情報の閲覧・登録を行います。

11. 封印申請書

- (1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。



- (2) 「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「その他」を展開します。



11. 封印申請書

(3) 「封印申請書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「封印申請書」が出力されるので、当該申請書を保存した後、保存した申請書に必要な事項を入力します。入力が終わった申請書は保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。

様式ダウンロード

② クリック

閉じる

+ 契約／交付（承継）

+ 検査

+ 資産

+ 知財

- その他

文書名称	様式	
復旧作業に係る収支報告書（委託用）	-	出力
封印申請書		① クリック 出力
事故・復旧完了報告書（委託用）	-	出力

11. 封印申請書

(4) 「文書の新規追加」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 文書一覧

NEDOからの通知文書一覧

選択 戻る

様式ダウンロード | 文書の新規追加

☒ 全てを選択する

☒ 知財

絞り込み検索

絞り込み検索を開く

キーワード検索

Rev ☒ 最新のRevのみを表示 ☐ 全てを表示

11. 封印申請書

(5)「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「その他」を展開し(下図①)、「封印申請書」を選択した(下図②)後、「確定」ボタンをクリックします(下図③)。

文書追加 (文書の選択)

閉じる

+ 全て展開 - 全て折りたたむ

③クリック

確定

+ 資産

+ 知財

- その他

①展開

選択	文書名称	様式
☐	事故速報	-
☐	復旧作業に係る収支報告書 (委託用)	-
☐	封印申請書	-
☐	副生物の申出書	-
☐	副生物の処分報告書	-

②選択

11. 封印申請書

(6) 「封印申請書」画面が表示されるので、「添付ファイル」欄に11.(4)で保存した封印申請書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法は[こちらのページ](#)へ

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録 - 封印申請書

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

入力完了

クリック

封印申請書

* 必須入力

添付ファイル

*

ファイル名	更新日	
封印申請書.docx	2024.03.13	

ファイル

ファイル選択

選択されていません

アップロード

11. 封印申請書

(7)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。

? 質問

文書登録－封印申請書を保存してよろしいでしょうか？

選択



✓ 情報

保存しました。

クリック

11. 封印申請書

(8)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。

TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録－封印申請書

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 申請

選択

showpdfviewer 1 / 3 100%

(様式第12)

年 月 日

封 印 申 請 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

11. 封印申請書

- (9) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力

申請メッセージ

キャンセル

クリック

確定



✓ 情報

申請を行いました。

クリック

閉じる



TOPページ > メニュー > 文書一覧 > 文書登録 - 封印申請書

編集モード

確認モード (プレビュー)

クリック

戻る

印刷

取下

11. 封印申請書

(10)「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

[TOPページ](#) > [メニュー](#) > [文書一覧](#)

戻る

NEDOからの通知文書一覧

様式ダウンロード

文書の新規追加

☒ 全てを選択する

☒ 知財

☒ その他

絞り込み検索

絞り込み検索を開く

キーワード検索

すべてを含む

Rev

☒ 最新のRevのみを表示 ☐ 全てを表示

クリア

この条件で絞り込む

247件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 >

作成区分	PMS文書 番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	申請日	承認日	
事業者	BNS-J-23-0001009	その他	封印申請書	1.00	申請中	2024.03.13		

確認

【参考】PMSにおける書類の添付方法

1. 「添付書類」欄の「ファイルの選択」ボタンをクリックします(下図の①)。
2. 添付する書類を選択した後、「開く」をクリックします(下図の②③)。
3. 「ファイル名」欄に添付する書類が表示されていることを確認した(下図の④)後、「アップロード」ボタンをクリックします(下図の⑤)。



このあと

産業財産権等出願後状況通知書(登録)に戻る
 産業財産権等出願後状況通知書(証憑書類の提出)に戻る
 産業財産権等出願後状況通知書(特許出願の非公開制度)に戻る
 移転通知書(契約開始日※が(1)でNEDO承認を受けた場合)に戻る
 移転通知書(契約開始日が(1)でNEDO承認が不要の場合)に戻る
 移転通知書(契約開始日が(2)でNEDO承認を受けた場合)に戻る
 移転通知書(契約開始日が(2)でNEDO承認が不要の場合)に戻る
 封印申請書に戻る

[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)
[こちら](#)

契約開始日※

- (1) H21年4月～H26年7月又は
H27年11月15日以降
- (2) H26年8月～H27年11月14日
(SIPはH26年7月16日以降)

改定履歴

改定日	改定履歴
2024年12月26日	P15を追加。
2025年10月28日	出願後状況通知書の「出願後の状況」のシステム改修(メニュー項目追加:証憑の提出、特許非公開制度に関する通知等)に伴い P47、P50～P53(証憑の提出、5ページ→4ページに減)、P54～P58(特許非公開制度)を修正
2026年4月1日	主なもの P140:利用届出書廃止に伴い「7. 知的財産権 利用届出書廃止に伴う措置」に改称し、対応措置を説明。それに伴いP3:目次も修正 P115:移転通知書での「専用実施権設定・移転の許諾」の報告方法のページ追加。 P3、P97、P126:移転等届出書への注記「※2015年11月15日～2020年3月31日の新規契約で国外の子会社・親会社への移転の時のみ適用」を追記 P12:欧州特許の有効化国に関する報告簡素化に伴い、従来の運用の注記を削除

本マニュアルに関する問い合わせ先

事業統括部 知的財産課 [chizaiken\[*\]nedo.go.jp](mailto:chizaiken[*]nedo.go.jp)

※上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。